

日程第1 一般質問

1番 中塚 礼次郎

- (1) 幹線・地域生活道路の維持管理について
- (2) リニア中央新幹線について

8番 柳 生 仁

- (1) 水源の森保全について

6番 大原 孝 芳

- (1) 東日本大震災の被災地支援は今後どのような取り組みが可能か
- (2) 村による定期的な地区懇談会開催の必要性について
- (3) 8月26日に成立した再生エネルギー特別措置法案について

7番 湯 澤 賢 一

- (1) 東日本大震災の経験から、さまざまな問題点が明確になった。その幾つかの教訓を今後の村づくりに生かそうとしているか。
また、住民の防災意識の継続に対する方策はどのように考えているか。
- (2) 減少し続ける村の人口対策について

9番 竹 沢 久美子

- (1) 高齢者が安心して暮らせる介護保険制度を

2番 高 橋 昭 夫

- (1) 美しい村づくりについて
- (2) 天竜川との共生について

- 1番 中 塚 礼次郎
- 2番 高 橋 昭 夫
- 3番 藤 川 稔
- 4番 山 崎 啓 造
- 5番 村 田 豊
- 6番 大 原 孝 芳
- 7番 湯 澤 賢 一
- 8番 柳 生 仁
- 9番 竹 沢 久美子
- 10番 松 村 隆 一

説明のために参加した者

村長	曾 我 逸 郎	副村長	河 崎 誠
教育長	松 村 正 明	総務課長	宮 下 健 彦
会計管理者	宮 澤 学	住民税務課長	北 島 眞
保健福祉課長	玉 垣 章 司	振興課長	福 島 喜 弘
建設水道課長	鈴 木 勝	教育次長	座光寺 悟 司

職務のために参加した者

議会事務局長 中 平 千賀夫
書 記 松 村 順 子

平成23年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成23年9月13日 午前9時00分 開議

- 事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 　おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
日程第1　一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
1番　中塚礼次郎議員。
- 1番　(中塚礼次郎)　私は、先ほど通告いたしましたように、幹線・地域生活道路の維持管理とリニア中央新幹線について、その2問を質問させていただきます。
最初に、幹線・地域生活道路の維持管理についてであります。道路の維持管理につきましては、基幹村道、地域生活道路、それから農道など、行政と地域住民の協力を得て、現在は行われています。
しかし、高齢化、過疎化の進行に加えて、後継者問題等、道路の維持管理は大きな課題となってきています。特に山間地域の管理は深刻な問題となっております。
村内の基幹村道の維持管理につきましては、緊急雇用創出事業でのなかがわ保全隊の大変な頑張りによって、障害の立木の除去や側溝ざらい、幅員の確保など、通学児童や車利用者が本当に安全で安心の道路維持管理がされてきています。
また、地区内の村道、生活道路、農道の管理作業は、主には草刈り、側溝ざらい等が中心になりますが、地域の関係の自宅生活領域、それから、所有農地の領域範囲の草刈り等が行われて管理が行われてきておるわけですけれども、それに加えて、基幹道路ののり面や草刈り作業が個人で行われていなければならない箇所もあります。高齢化や後継者問題から、今まで感じられなかった負担が大きな負担となってきていることが現実であります。
本年1年の期限となった緊急雇用創出事業のなかがわ保全隊のやってきた道路の維持管理と加えて、あわせて個人負担の軽減を図る新たな管理体制の早急な構築が必要というふうに考えます。
村としてはどのような対応をしていくか、その点についてご質問いたします。
- 建設水道課長　道路の維持管理に関するご質問をいただいたわけでありまして。
まず、地域の皆様方にご協力をいただいております河川ですとか道路の維持管理に関して、施設ごとの区分の管理区分について、まず、お話をさせていただきたいと思っております。
中川の地区の中にはですね、国が直接、管理をする施設としては天竜川がございま

す。

道路は、直接、直轄管理をされているところは、国道を含めて、国ではありません。

この天竜川につきましては、国土交通省の上流河川事務所の駒ヶ根出張所が改築から、それから通常の維持管理まで一括をして所管をしております、護岸等々の草刈り等については、年1～2回ほど実施をされているという状況でございます。

そのほかには、空き缶の拾いですとか、それからアレチウリの除去ですとか、こういうものにつきましては、地元の皆様方、また、個人ですとか民間、グループ、団体を通じて、また市町村も一緒になって協力をしながら管理がされているというところが実態でございます。

次に、国・県道、それから1級河川であります。これにつきましては、長野県が管理をしております。県道は、ちょっと、細かく毎年ここをやるというふうには決まりがないわけでありまして、国道につきましては、民家の集落近くを中心に大体年1回程度、草刈りがされているところでありまして、地元からしますと、もう少し幅広く買ってほしいというような方々をいただいております。県のほうにもお伝えをしながらありますけれども、予算規模等々もありながら、現状のところでご苦労をいただいていると、こんなところであります。

県道につきましては、毎年、毎年、ここを決まってやるという所はありませんで、危険倒木が起りそうなところすとか、それから、極端にひどく草が生い茂っている所等を、そのころ合いを見計らいながらといいますか、村のほうですとか地域住民の方々のご指摘によりまして、通報や要請をいただきながら県のほうへお伝えをし、処理をいただいている、こんな状況になっております。

河川についても、1級河川は同じであります。

それから、村道、それから準用河川、村が管理する部分であります。先ほどの県道ですとか1級河川と合わせまして、地域の方々に河川愛護活動、道路愛護活動という中でご協力をいただいているところが大きく寄与をいただいているわけでありまして、地域の皆さん方のこうした活動には感謝を申し上げているところでございます。

今、お話がございましたとおり、地域の生活道路、それから村の基幹道路、こういうものがどういうふうになっているかということでもありますけれども、保全隊のお話がありました。平成22年度と平成23年度、2カ年間、緊急経済雇用対策という事業でございまして、きのうもお話でしたが、約800万円という金額を2年間かけて、村道すとか、公園等もあります。それらの整備についてご協力をいただいているところであります。この考え方につきましては、毎年の地域でご協力をいただいております。この草刈りという考え方でなくて、その地域の皆さん方にご協力いただく、その作業がやりやすくなるように、大きな立木すとか、そういうものの除去、それから、側溝の中の泥ざらい、それから、路肩にたい積しました土の除去と、こういうようなものを中心をお願いをしている状況であります。したがって、どんどん草を刈っていくというわけではありませぬので、なかなか進捗も伸びないわけ

でありまして、きのうもお話させていただきましたが、約、平成 22 年度、一年間で 20 カ所、20 路線、箇所を含めてありますが、そのくらいが実施をされているという状況でございます。やっていただいた所については、丁寧にやっていただいております、今までよりは非常に管理がしやすくなったかなと、こんなふうに考えているところでございます。

それから、河川についても、地域の皆さん方、危ない目を見ながらやっていただいているということは確かでございます、ご指摘にありましたとおり、各地区の高齢化ですとか、極端に人口が減るわけではなくても高齢世帯が増えるというようなことで、それぞれ、細かい分析をするまでもなく、各地区においては、作業への援助規定等々を検討をしながら高齢者に配慮をしているところかなあと、こんなふうに思っているところでございます。その分の負担はどこへ行っているかという、働きに出たりしながら農地を守ったり、それから、社会的な仕事をしたり、また、地域への貢献をしているその次の世代に、この負担が重くかかっているのかなということは十分認識をしているところでございますけれども、村が単独で、毎年、この維持管理費に計上しておりますお金というのは約 450 万円ほどでございます。そのうち地区への交付金が約 95 万円という金額を出しておりますが、約 100 万円、その他は、ほとんどが除雪に使われているというのが実態でございます、通常の草刈り、除草等々については、全面的に地域の皆さん方の協働の作業によっているところが非常に大きいと、こんなふうに思っているところでございます。毎年、毎年、単費でなかがわ保全隊に出すくらいの金額が出せばいいわけですが、先ほど言いましたとおり 800 万円、約 1,000 万円近いお金でございますけれども、全くの単費でこれを出すというのは、非常に難しいわけでございます。お金の、予算の問題ばかりでは、話が行かないということは、重々承知をしておりますけれども、予算があるということも現実としてあるわけでありまして、どういうふうにして、その部分を調整をしていくかという、難しい問題かなあというふうに思っております。

この約 800 万円～1,000 万円というお金がどういってお金かといいますと、大体、各地域から、毎年、地区要望というものが出されます。22 年度の場合には約 1,500 万円くらいを、これを、予算を盛ったわけですが、約 1,000 万円といいますと、3 分の 2 くらいの事業が草刈りで費やされてしまうという金額になります。そういう選択をしながら、でも、なおかつ、そのことによる、除草ですとか、そういう、後、形に残らない部分にお金を回さないと地域が成り立たないという実態も踏まえながら、どちらを選択しながら、どういうふうにやっていくかということを考えていかならんというふうに思っております。

一般の道路だけの話でなくて、中山間地の農地付近の農道ですとか耕作道の話もあったわけですが、これは、通常の道路の管理とは別個に考えていただいて、農地、農家につきましては振興課の担当になりますけれども、農家の戸別の所得保障とは別に中山間直払いですとか、それから、農地・水の環境保全の交付金の中で、地域の農道や耕作道を守っていく活動のためにお金が出されておりますので、そちらを、

ただ配分をするんじゃないでなくて、どういうふうに、除去ですとか草刈りですとか、そういうところへ回していくかというのは、地域ごとの特色が出せる部分だと思いますし、そういうところを活用をしていただきながら、知恵を出していただいて管理をしていただくと、こういうことかなと思っております。

いずれにつきましても、早急に切りかえながら、全面的に村のほうで維持管理の草刈りについての予算を盛ってやるというわけには、すぐは、行かないと思いますので、当面、地域の皆さん方の維持管理の力をお借りをしながら、引っ張るところまで引っ張るとい言いは変であります、行けるところまでは行きつつ、なおかつ、村のほうでどの程度までやっていかにやなんのかということを考えていかにやなんのかかなと思っております。

昨日も、ちょっとお話をさせていただきましたけれども、道路、河川、合わせて約 500 本という路線があります。延長にしますと約 300km という路線になりますので、非常に、これを毎年、毎年、単費をもって管理をしていくというのは困難が伴うのかなと、こんなふうに今のところ思っております。

○1 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうから詳しい説明がございました。

私は、道路維持管理の体制づくりとしては、現状のように自分たちの生活環境は自分たちで守るということを基本に、地域住民の協力を得て管理を行っていくという体制が必要だというふうに思います。地域の人たちが協力していただく部分の見直しと、現在、今、課長のほうから説明があったように、26 地区に 95 万の道路・河川愛護交付金というものが出ておりまして、これは、道路だけじゃなくて河川の草刈り等も含まれているわけですので、地区に協力していただく部分、いただく管理の内容とあわせて、その部分の見直しというふうなことが必要だというふうに思います。

それから、地域で道路を管理していくということですが、もう高齢になって、自分の土地がやっとなんかということになると、やっぱり行動の部分にどうしても手が入らんというふうな状態が起きて、道路管理上では、草も伸び放題というような部分も出てくるということがありますので、そういった意味では、もう一度、全地区の、その管理をしていただく地区にお願いする、協力していただく部分を見直して、今まで個人に託していたけど、これで無理だ、ここは地区の道路の管理の範囲に入れてほしいというような見直しをして、また、その地区に出ている交付金についても、その管理の内容と合わせて見直すというようなことをしていただきたいというふうに希望します。まあ、予算を伴うことでありますので、来年度もじきということで、早急の、そういった構築に向けて検討いただきたいということをお願いいたします。

続きまして、リニア中央新幹線についてご質問いたします。

リニア新幹線は、東京、名古屋間の 286km という距離でありまして、このうちのトンネル部分が 80% を占めるというわけです。南アルプスの C ルートが決定されて、駅位置問題等で、今、議論、話題となっておりますわけですが、2011 年、昭和 23 年の 5 月 27 日に国土交通大臣が交通対策審議会の答申を受けて J R 東海に対してリニア新幹線の建設を指示したということでもあります。これを受けて、J R 東海は、ほぼ

3年をかけて環境影響評価を行って、2014年、平成26年には工事に着工して、2027年の平成39年には東京、名古屋間を開通、開業したいとしております。

建設に向けた動きに対しましては、伊那谷の暮らしや経済の閉塞感を打開する、文字どおりの起爆剤というふうなことも、声も聞かれますが、しかし、この間、東日本大震災や原発事故を受けて、リニア計画が見直されるんじゃないかというふうな、思った人たちもおるわけですが、それが見直されなんで驚いたというふうな声も広がっております。

国交省の交通対策審議会の国民から意見を聞くパブリックコメントでも、2010年の7月～8月は、早期に整備すべきと整備に反対、計画を中止または再検討すべきという比較は、134対12と、2010年の12月～2011年の83対142に逆転して、さらに、東日本大震災の4月～5月には16対648と劇的に変化しております。従来のお意見の中には、「現状以上の速度の向上の必要性は感じない」「環境破壊が懸念される」「財政問題」などが理由になっておりましたが、震災後は、それに加えて「震災に影響が収まっておらず、新たな大規模な事業を進めるような社会的状況でない」「整備費やエネルギー、人的資源を被災地復興に充てるべき」「原発事故が収束しておらず、今後の電力供給が不透明」などというようなことが加わっております。

こうした社会情勢や国民意識への大きな変化にもかかわらず、出された答申は、発生が予想される東海地震への耐震性を初め、国民の不安や疑問に答えるものとは言えません。

リニア建設について、財政面や安全性などから慎重な対応が必要と考えます。

そこで、幾つかの問題について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

JR東海は、東京、名古屋間の建設費を5兆1,000億円、東京、大阪間は9兆300億円、全額を自己資金で賄うとしながらも、東京、名古屋、大阪以外の中間駅の建設費、1カ所350億円かかるわけですが、県や市町村などの地元が負担するとしております。

国は、駅の建設費用について、事業者と地元で話し合って合意を得ることが大事ということで、国費は入れないことが前提となっております。そういった立場です。

駅の設置については、建設費だけでなく、周辺整備など多大な予算が必要となります。

今、地方自治体や国の借金が膨れ上がり、人口減少時代を迎えていることに加えて、震災の打撃を受けて日本全体の経済や暮らしを立ち直らせるには、今後、数年～10数年の歳月や数10兆円を超えるという莫大なお金がかかることが心配されます。

国の財政負担、県、地元市町村、郡境である中川村への負担も心配されるところでありますが、その点、どのように考えますか。村長、お願いします。

○村長 昨日は、上伊那と下伊那の真ん中であって、伊那谷全体の真ん中にある村としてというふうなことも申し上げたところですが、この問題に関しましてはですね、上伊那の一員としましてですね、どういうふうに費用負担するかっていう話も全然見えていないわけで、そんな話も全然出てきておりませんが、負担すべき筋合いは

全くないというふうに考えておりますし、過去にも、長野新幹線とか、その辺でも、確か市町村では負担をしていないんじゃないかというふうに思いますし、それによるメリット、デメリット、降ってわいたような話というふうな印象を私は持っておりますし、いいことばかりではないというふうなことも思っておるわけですが、中川村がリニアに関して何か負担をする筋合いではないというふうに考えております。

○1番 (中塚礼次郎) 次に、採算制への不安の天でありますけれども、景気低迷や雇用環境の悪化が深刻になっておるわけですが、国立社会保障、それから人口問題研究所のデータによりますと、15歳～64歳の生産年齢人口というのが、2010年、8,128万人から2025年には7,096万人、13%のマイナスになるというふうに見られております。将来的に利用者は減るといふふうに見たほうが現実的であるというふうに思うわけです。

東京、長野、開業効果、それから、航空機からの乗りかえだとかアクセスも含めて、収入増10%というふうなJRの見込みは過大なものに、そういった見込みは過大なものではないかというふうに懸念がされます。

旧国鉄は、新幹線建設などで28兆円の債務を抱えて経営破綻して、国民の血税を投入して処理する、つくのはつくっても、なお、利子や年金負担など長期債務が71兆円にも膨らんで、そのほとんどが国民負担に押しつけられてきたということがあります。

リニアが第2の国鉄にならないか心配だというふうに私は考えますが、その点はいかがでしょう。

○村長 JR東海さんは、当然、自分たちなりの経営計画、経営判断をされておられるので、しょうから、恐らく、それなりの戦略があるかと思えます。それについて、中川村で正しいか間違っているとか、おかしいんじゃないかとか言える立場ではございませんけれども、まあ、創造、もう、単純に想像ですけども、恐らく、日本のことだけじゃない、考えておられるのは、想像ですけども、新幹線のリニアのシステムというのを、中国だとか南米だとか、あちこち、海外に売り込んでいこう、そのための、何ていうんですか、ショールームというか、まあ、日本のようなことなんではないかというふうに想像しますが、それにしたって、今、昨日もヨーロッパの株価が何か大幅に下がっておるといふようなことで、ユーロもどうなるかわからんというふうなことがあって、世界経済全体が、ちょっとおかしくなっていると、世界に打って出るというふうな考え方だとしても、うまくいくのかどうか、ちょっと大丈夫なのかなというふうなことを思いますし、何よりかにより、リニア新幹線の目指す、そのスピードというか、便利さっていうふうなものが、やっぱり、何か、前にも、ちょっと何かで申し上げましたけども、そういう効率主義とか、そういうのが、昔の、古い、昔のっていうか、今——今も続いているっていうか、だんだん終わろうとしている文明のあり方かなと、もう少し、そのプロセスを楽しむというか、時間を楽しむというふうな、そういう生き方みたいなものが、これから、だんだん移っていくと思うので、そういうふうなことを考えていくと、リニアというの、ちょっと、逆に、これから時代お

れになっていくのかもしれないというふうなことは思います。

ただ、それは、JR東海さんが考えることであって、そういう危惧を持っているということにしかありませんけども、そんなことを感じております。

○1 番 (中塚礼次郎) 安全性や環境面についてでありますけれども、このリニアの安全性についてはいろいろ言われておりますが、南アルプス周辺の地形というのは、大規模な断層の糸魚川、それから静岡構造線と中央構造線が南北方向に通っておるということで、その間に荷鉢構造線、仏像構造線、笹山構造線というのがあり、隆起と浸食で深いV字を形成しておると、V字谷を形成しておるということで、小規模の斜面の崩落は至るところで見受けられるということでありまして。赤石山脈は、国土地理院の過去100年間の水準食録によれば、年間3mm、10年で3cm以上の速度で隆起しているというふうに言われております。ここを横切る形で延長20kmの山岳トンネルが掘られる計画でありますけれども、今後30年間に87%の発生確率があると言われる東海地震の地震防災対策強化地域にも含まれておる場所でありまして。大規模な地震があったときに、各所で崩落や地滑りはないか、トンネルの入り口や出口が土砂崩落でふさがれる危険性はないのか、延長20kmのトンネルといえば中央道伊那インターから駒ヶ岳サービスエリアまでの距離に匹敵する長さだということで、計画では8分～10分ごとに次々と無人運転の車両が通過することになっており、計算上じゃあ2分30秒でそのトンネルを駆け抜けるわけでありましてけれども、その間にトンネル内に閉じ込められる危険はないのか、火災が起こったときはどう対処するか、安全性は大丈夫か、また、電磁波が起こす人体への影響についても心配がされます。

南アルプスは、南アルプス国立公園は、3,000m級の高峰を有する日本有数の山岳公園ということで、この自然を後世に残すということで、平成19年には長野、山梨、静岡、3県、6市3町1村で貴重な南アルプス世界遺産登録推進協議会というものが設置され、取り組みがされております。貴重な自然を大規模に壊し、環境を悪化させるのではないかとこの心配があります。

もっと慎重であるべきというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。○村 長 おっしゃるとおりだろうと思います。南アルプス、隆起を続けておって、その下を河川がずっと掘り続けて、どんどん、こう、急になっていっているというふうなことで、三六災のときにも崩れた大西山のすぐ、きのうも申し上げましたけども、大西山のすぐ近くでトンネルから出て、また、すぐにトンネルに入るといような、中央構造線はまたいでいくというふうなことらしいですけども、特に、そのトンネルの出入り口の崩落ということが心配だなというふうに私も思っておりますし、電磁波のことも、ちょっとよくわかりませんが、いろいろ心配されている向きもあるということでございます。

ただ、それについて、私に、個人的な感想にしかありませんので、立場上、それについて公式に大丈夫かなという懸念を表明するぐらいであって、それについて判断をしたり、結論づけたりとか、公的に何かを要望するというような立場ではないのではないかなというふうに思っておるというふうなところでございまして、やや、ちょっ

と、なかなか、その蚊帳の外かなという、立場的に、そんな気はしております。

○1 番 (中塚礼次郎) 私の質問が、ちょっと外れておるんじゃないかというふうに感じる方もおるかと思いますが、このリニアの研究に関しては、住民である者が、直接、参加できなくて、行政の長たちは、この会議にも、多分、何回か招集がされて、検討段階の席についておるのではないかなというふうなことがありますので、村長としての考えを聞いておるわけでありまして、個人——村長の個人というふうなことでも結構でありますので、引き続き、ちょっと、すみませんが、お願いします。

リニアの運行消費電力というのが新幹線の約3倍というのが定説というふうになっております。最終の答申の中では、東京、名古屋間、ピーク時に1時間当たり5本走らせたとすれば27万kwということ、キロワットの電力を使うということでありまして。東京、大阪間では、1時間に8本で74万kwと試算がされておって、この27万kwというのは、塩尻市の一般世帯、2万5,000世帯ですけれども、1日に使う電力量にほぼ相当するというふうに言われております。

原発事故を受けて、地震列島に立地する原子力発電所の運転の停止だとか、廃炉に対する世論の高まりという中と省エネへの取り組みが始まっている現状の中で、JR東海はCO₂の排出量が他の交通機関に比べて極めて少なく地球環境保全に最も適したシステムというふうに言っておるわけですが、私は、そういうふうに思いません。

この間、高速交通網が整備されることによって地方都市の主要な人口が大都市に吸い上げられるストロー現象が社会的な問題となっております。

長野県新幹線や九州新幹線でも、観光客やビジネスの宿泊数の減少、買い物客の流出など、具体的に指摘されております。

最近では、東北新幹線の全面開通によって、青森の中心市街地にあった企業が、コストの削減だとか、そういうことを理由に次々と支店や営業所を日帰り可能な仙台へ集約を進めたために、中心市街地が空洞化が進行して深刻な問題になっておると言われております。

高速交通網の整備が地域経済や地域市街そのものに与えるマイナス効果ももたらしかねないのではないかとと思いますが、その点については、いかがですか。

○村 長 私もリニアのこと、そんなに勉強しておりませんので、よくわかりませんが、ちょっと、この間、ある方と立ち話をしていたら、何か既存の新幹線の3倍の電力を消費という話と、それから、既存の新幹線とそう変わらんといような、いろんな数字が発表されておって、どれが本当やらわからんなあというふうなことをおっしゃってました。そういう意味では、本当のところは、何か、きちんと説明されていないのかなというふうなことも思います。

そしてまた、その一番危惧するところはですね、そのリニア新幹線を走らせるにはですね、電力が必要だと、ついては浜岡も必要であるといような、浜岡の原発も必要であるといような抱き合わせになってくるとですね、これについては、ちょっと、この間も飯館村の皆さん来ていただき、お話を伺ったところですけども、浜岡からちょ

うど、南アルプス、中央アルプスの廊下を通過して100kmというようなことでございますので、ホットスポット化というふうなことで十分に考えられることだというふうに思っておりますので、浜岡、そういうふうな意味で、その中川村の、このすばらしい環境が放射能で汚染されるというふうな可能性については、村としては、何といえますか、議会からも、そういう表明をされましたし、村としても、浜岡については拒否をしていきたいというふうに思っておりますので、浜岡と抱き合わせということであれば、リニアについても反対をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、地域経済への影響ということですが、まあ、いろいろ期待する向きもありますけれども、まあ、観光だとか、その何か生産拠点になって物流になるというふうなことについては、あんまり期待できないんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、まあ、プラス面があるとすれば、昨日も、ちょっと申し上げたかもしれませんが、その軽井沢的な、東京、大阪、名古屋にも通勤が可能な、そして、そういうところにしょっちゅう行く機会があるような、まあ、会社の経営幹部みたいな方が住むような場所になっていく、そして、それに、そのニーズにこたえるようなお店やサービスが広がってくるということはあるかもしれないという気はしています。

でも、その辺は、ちょっと、本当に、おっしゃったような空洞化ということが進むのかもしれませんが、どうなるかわかりませんが、まあ、27年、2027年のことで、そんな、そういうことに、損だ得だということに、目先、先のことです、踊らされるのではなくて、きのうも申し上げたとおり、よい環境でのびのびと暮らせる、そのいい村づくりをしていくということが、どちらにせよ、それが王道だろうし、そのことに励んでいくということが、どうなったところで、一番いい結果を生むんじゃないかなというふうに思うところであります。

○1 番 (中塚礼次郎) リニアと浜岡の原発についての関連を強く主張する人たちもおります。確かに、村長の言いましたようにセットだと、リニアを通すことは浜岡を存続させることが条件だというふうなことをJRの偉い方が言っておるというふうな話も聞いております。

そこで、長野県は南北に長く急峻な地形が多いわけでありまして、地形的な条件や中山間地の過疎の進行などによって、本来、だれもが保障されるべき移動権だとか交通権が地域によって大きな格差が生じておるのが現状であります。

国土と県土の均衡ある発展のために、国や県は責任を持って安全で安心、国民の合意が得られる公共交通網を整備することが求められているというふうに思います。

リニア中央新幹線の計画につきましては、今、何点かの疑問だとか不安だとか、心配を述べましたけれども、JRや国がすべての情報を公開して、リニア新幹線に対して立場や考え方を越えた県民的な議論がもっと必要だというふうに私は思うわけでありまして、

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。
次に、8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました水源の森の保全について一問一答式で質問してまいります。

中川村、森林面積が村の面積の約76%と多くを占めておりまして、その多くが民有林であります。この中で、村内の奥山再生、里山整備について伺ってまいります。

私たちが生きる上で欠かせないきれいな空気や水は、おいしい水は、森から運ばれてまいります。そして、農業の基本となる土づくりも森と密接なつながりを持ってまいります。

また、森の養分は、川から海へと流れて、沿岸の魚介類を育てるのに重要な役割を果たしております。

しかし、日本では、戦後、原始的な自然林の多くが伐採され、奥山から里山に至るまで、広い面積が人工林に変わってまいりました。

50年前の伊那谷を襲った、あの三六災を考えてみますと、あの当時の中学生の作文、濁流の洞、これは、前回の議会のときに総務課長が1回読んでみろと言われてみまして、行ってみました。このときに、子供たちの作文で、「川のはんらんは自然災害だろうと思います。でも、山崩れは人災ではないか」と、こんなふうに書いてありました。あの三六災から50年、山は見事に復活し、多くの方の努力によって緑の山が出てまいりました。

しかし、その後、木材価格の低迷により間伐などの手入れがおこなわれていると思われる下草の山が、今、林道などを走ってみますと、大変気になります。

今、野生鳥獣の被害が全国的にも大変問題になっておりますが、この奥山の再生を図り、獣のすみかのある山づくりと大雨などの災害に強い山づくりが大切じゃないかと思っております。

村として、村内の人工林の手入れ、個人山の手入れなどをどのようにされているか伺います。

○振興課長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきますけれども、ただいま柳生議員がおっしゃられたとおり、最近の木材価格の低迷、それから、この植林した山ってというのは、植林してから大体50年ぐらいたたないとお金にならない、それから、その間に下草刈り、あるいは間伐、枝打ち、そういった維持管理も費用がかかるという中で、なかなか山林については手入れが行かなくなっている、要は、山林によって――山林経営によって収入を得ていくっていうのが非常に難しい時代になってきているというのが1つあるかと思えます。

それから、もう1つは、過去には一生懸命山林の手入れをされていたり、あるいは、過去には、古くは、今みたいな化学肥料等がありませんでしたので、山を取得したり借りたりして山の落ち葉等をかき集めて農地へ有機質として入れる、あるいは、たきものとして山を管理する、そういったことがされておりましたけれども、時代が変わってまいりまして、エネルギーも、電気、ガス、灯油、そういうものによって変わってきて、

また、肥料等も化学肥料に変わってきたために、山林というものの利用が過去ほど必要でなくなってしまった、こういったことがあるかと思えます。

それと、もう1つは、以前の皆さんは自分の山の境界がよくわかっていた、ところが、世代が変わってきまして、自分の山があるっていうのは承知しておっても、その山がどこにあるのか、あるいは、お隣の方との堺がわからない、そういったことから、管理に対する関心が薄れていることもあるのかなというふうに思います。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 今、ただいま山林に対する関心が薄れておるといような答弁でありましたが、もう1点、伺いますけれども、こういったおくれた山の手入れに対して指導はされるつもりがないかどうかということでもあります。今、言われたように林業っていうのは非常に手入れに金がかかるわけですが、これに対して、村として林業の手入れに対して、個人山に何らかのアドバイス、広報などされているかどうか、もう1点、伺います。

○振興課長 山の手入れに関して、現実的には検討の補助金がございます。そういった補助金について、一応、森林組合のほうで、本人にかかわって代行をするような仕組みになってきておりまして、また、森林の手入れについては、やはり専門的な知識も必要という中で、森林組合のほうを中心になられて、山の所有者等からの相談、対応、まとめて扱っているのが現状となっております。

○8 番 (柳生 仁) ただいまの山の手入れについては、森林組合に任すという表現に聞こえましたが、振興課も無視できない存在と思っております。

この山の手入れでありますけれども、専門的な方をお願いすると、前例がありましたようにたくさんのお金がかかるわけでありまして。そういったことで、小さい面積の方は、なかなか手入れが行き届かない部分があるわけですが、最近、出ているもので、山をやっている人は関心を持っている鋸谷さんっていう方でありまして。この方は、金のかからない山の手入れ方法を訴えております。それは、大人でも子供でも参加できる手入れ方法で、木の巻き枯らしであります。これは、ハイキング的な気分で山へ行ってもらって、残す木を、全部、テープで残しておいて、あとは要らない木を――要らないって言うのはおかしいんですが、巻き枯らし間伐をするのに、のこぎりや竹べらくらいでもって木の皮をむくという仕組みであります。これがぼつぼつ浸透し始めまして、学校の子供さんの教育にも役立つと、それで、自然と子供の触れ合いっていうんですかね、そういったこともできると書いてあります。この中に書いてある中で、イワナの住む森をつくらうと、こんなことも書いてあります。今、植林しただけの暗い山ですと、魚も住まないような川になってしまうそうであります。これをうまく間伐していきますと、ここにありますが、針広混交林っていう言葉がありまして、針葉樹と落葉樹が混ざった適正な山をつくと災害にも強いし、ここに虫もわいてくれば、小さな動物も集まる、獣も集まる、自然環境ができると書いてあります。

私は、村として、こういったものを考えつつ、森林整備を進めていく必要があると、森林組合に任せるのではなくて、村も真剣に取り組んでもらいたいということをお願い

ますので、もう一度お願いします。

○振興課長 補助事業等による間伐とか、そういったものについては森林組合のほうへお願いをしておりますけれども、村も全くしていないわけではなくて、住民の方への情報提供等は行ってきております。

ただ、現在、中川村役場では、振興課で林務も扱っておりますけれども、耕地林務係ということで、正規の職員2名体制であります。その中で、この70、村の総面積の76%を占める山林、これについて、ほぼ村の面積の4分の3が森林ということで、非常に広大な面積を持っております。そんな中では、村としては、なるべく所有者の方にも山林へ入りやすいような整備ですとか、今まで、そういった方面に主力を注いできておりまして、また、林道等もつくただけではなくて、つくった後も、それらの維持管理も必要という中で、なかなか、職員も2名体制では難しいんですけども、おっしゃられる情報提供等については、今後、必要な情報提供については、やっていきたいというふうに考えます。

○8 番 (柳生 仁) 振興課でも対応しているっていう話でありますけれども、村長のよく言われる内発的という、また、新しい発想という仕組みの中で、多分、森林組合でも、この巻き枯らし方法は十分承知しております。しかし、これは、何でもかんでも巻き枯らししてしまうと、山の方々の仕事がなくなってしまうんで、私は、そう申しているわけじゃなくて、巻き枯らしは、チェーンソーをしょって行って、大変な場所じゃないところを、歩いて行って、のこぎりや、かまや竹べらぐらいいでもってできる方法でもって楽しめるという、そういった方法も一つの教材の仕組みでもあるし、取り組んでいかなきゃいけないかということ、新しい発想かどうかわかりませんが、できないかと、そして、災害にも、あと、何よりも災害に強い山づくりができないかということ、もう一度伺います。

○村 長 通告書にもございますように、国有林とか村有林とか民有林とかあって、今、中心でお話をいただいているのは民有林の場所だというふうに思うんですけども、そこにつきましてはですね、もう、大原則として、個人のものというところ、その部分をですね、本来は、ですから、個人の方が持っておられるので、その所有者の方が管理するというのが筋だというふうに思いますし、また、その人の山を、これは、巻き枯らしているんですか、その間伐とかいうのをやってしまうというの、逆に、法律上、問題もあるかというふうに思いますので、今、先ほど振興課長のほうから申し上げましたように、森林税なんかも生かした形の制度とかというふうなこともできてきて、森林組合のほうで、その提案書みたいなものをつくってですね、所有者の方に、今、こういう制度があって、こういうふうになれば、これだけの負担で管理ができるよと、間伐した物も、これぐらいで、今、相場で売れるようになるから、こういう形でできるけどどうかというふうな、そういう提案をですね、個々の、まあ、どこまで、今、結構、細切れになっているところがあったりするので、難しい部分もあるかもしれませんが、森林組合のほうで、そういうような取り組みをしておるといようなところでございまして、その辺のところも、また、いろいろ相談をしながら、

一緒にやっついていかななくてはいけないのかなというふうに思っているところでございます。

○8 番 (柳生 仁) ただいま村長から個人山だで手がつかないというような表現もありました。確かに個人山でありますけども、当然、地主さんと相談をして、こういった方法をやってみないかというようなアドバイスもおもしろいのではないかと、地主さん、前段、言われましたように、費用のかかることは、なかなか収入が生まれないので手がつけられないわけでありまして、こういったモデルケースもおもしろいんじゃないかと、こういったことで、三重県の大台町の役場の担当者が言っておりましたけど、山ってというのは、やっぱり民有林であっても公的な非常に価値観があるんだと、前段、言いましたように、山の木は確かに個人のものであります。でも、我々は、そこから流れてくる水に非常に大きく恩恵を被っております。それは事実だと思えますけども、そういったものに対しましてはですね、その山は個人山だでもって行政は知らないよっていう考えじゃなくて、もっともっと前向きな姿勢を持ってもらいたいと、こんなように思うわけでありまして。

ところで、村内の山の地主さんの把握っていうのは、村ではしっかりされているかどうか、最近では、知らないうちにもって村外の方々が購入して、気がついたら県外の方だったとか事例がありますけども、その点はどうなっておりますか。伺います。

○振興課長 村での一番基本的な所有者の把握っていうのは、これは、もう、固定資産税の課税台帳です。これにつきましては、土地につきましては、基本的に売買がされた場合、法務局のほうへ所有権移転の登記がされます。その通知が参りまして、税務のほうで村の課税台帳の所有者を変えるという手続をしています。基本は、この固定資産税課税台帳だと思います。

それから、もう一つ、山に関しましては、俗に林班図というものがございましてけれども、これは地形図で、10種、それから保安林等の指定の状況、あるいは所有者の情報、樹齢の情報とか、そういった山に関する情報で、地図化、あるいはデータ化したものがございましてけれども、その方は、所有者の変更については、ちょっとおくれおくれになりますけれども、一応、そういうものもございまして。

○8 番 (柳生 仁) 中川村では、所有者がはっきりわかると言っておられるんで安心しましたが、北海道では、ちょっと飛んですみませんが、山の所有者がちょっとわかりにくいっていうことで、ある住所へ、全部、手紙を送って回収したところ、約半分が不在だったということで、どこにあるかわからなかったと言っておりますけども、振興課でしっかりしているんで安心しましたので、その点は期待をしております。

また、わかるっていうことになれば、前段、申し上げました新しい仕組みの実験的巻き枯らしも可能なあと、こんなふうに思うわけでありまして。

水源涵養保安林について伺ってまいりますけども、これも村民の方から言われてまして、水源涵養保安林ってあるんだけど、一体、何なんだと、名前のおりでありまして、実際、保安林の機能を果たしているかというふうに聞きました。その方、言われるのに、前段、言われましたように、手入れの行き届いていない地面のむき出

しの山、こういったところも保安林に入っているんだと、村としてどのように認識しているかっていうことを言われましたわけですけども、林野庁の資料から調べてみますと、保安林は16項目あります。この中が水源涵養保安林が一番上にあるわけですけども、「水源地の森林が指定されます。」と、「その流域に降った雨を蓄えて、ゆっくりと川に流すことで、いつも平均した流れを保ち、安定した水の確保に効果を発揮いたします。」と書いてあります。

村では、こうした保安林周辺の行き届かない山林についてどのような考えを持っておるか伺います。

○振興課長 ただいま柳生議員がおっしゃられたとおり、保安林について、種類のには17種類ありまして、水源涵養の保安林については、今、柳生議員がおっしゃられたとおりの内容でありますけれども、この17種類の保安林の中で水源涵養保安林につきましては、ほかの保安林と比べて非常に規制が緩くなっています。例えば、都道府県理事の許可を受ければ伐採もすることができます。

先ほども答弁の中にあつたように、基本的には個人の山ですので、個人で管理される中で、例えば届け出をしていただいて伐採等の管理をしていただければありがたいと思っております。

中川村におきましては、当村の保安林は、すべて全部で1,395haあります。このうち水源涵養保安林っていうのは1,011haになっております。保安林の中で72%を占めているってことで、陣馬形周辺、それから四徳が非常に多くございましてけれども、管理云々を除けば、指定的には、水源の森として指定の範囲は、一応、一定の保全がなされるような形になっているのではないかとこのように思います。

○8 番 (柳生 仁) 前段、16項目って言いましたが、17項目でありますので、間違いました。訂正します。

今、保安林の中で、やっぱり手入れの行き届いていない山がありますので、それに対して、保安林なんで、もっとしっかり手入れしてほしいっていうようなことのアドバイスを、村として、振興課として、しておられるかどうか、もし、できない場合は、こんなのがありますよっていうようなアドバイスをしていただくかをお伺いします。

○振興課長 現実的には、保安林の中でも、計画的に、ある程度、一定のまとまった範囲で、伐採、植林等されている箇所も村内にはございます。ただ、場所によっては、そういったまとまったことが行われていない、あるいは、管理所有者事態がかなり村外へ転出されているような箇所も数多くあります。そういった中では、なかなかまとまった形ができていないのも現実ですし、指導等の必要性があるかと思っておりますので、広報的なものっていうか、周知的なものについては、今後も検討していきたいというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) ただいま、保安林について、手入れの行き届かないところは今後も指導をしていきたいというふうに理解をしております。じゃあ、そういうことで。

水のことでありますので、水道建設課長、おりますので伺いますが、佐久市では、水を市民全員に理解してもらおうっていうことから、水資源シリーズを5回やり、7

月 30 日にシンポジウムを行いました。本当にすばらしいことだなあと感じております。

中川村でも、10 数年前ですか、大草地区も片桐地区も断水寸前のときがありました。大草地区では、丸尾地区の川から水を導入し、何とか賄い、タンクの底が 50cm しか水がないときがあり、本当に役場職員の方々の献身的な努力でもって何とか断水を免れたという経過があります。西地区でも、急遽、井戸を掘って、今は断水にならない対策をとっておるとは思いますけども、そのころの断水の経験っていうのは、将来に大きく警告を発しているんだなあというふうに感じております。

ここで、村民に水というものを理解してもらうためにも、水道課として、この水の大切さをどのようにとらえるかということの、この計画を立ててもらえればありがたいなあと思うわけではありますが、私たちが飲んでいる水ですし、農耕をしている水、地球上の中で 0.01% しかないと、ほんのわずかしかなければなりません。この水を大切に使うためにも、水というものを村民にわかってもらう勉強会をしてもらいたなあと思っております。

○建設水道課長 水に関する勉強会、シンポジウム等々の話かと思いますが、村民を対象にした、そういう学習会の検討があるかといいますと、予定は今のところしておりません。

水に関することにつきましては、水道係等々を中心にしまして、小学校の子供さんたちが、ある一定の学年になりますと、下水も含めてであります、上水、下水について、現地を含めながら、どうやって飲む水ができるか、また、その水がどうやって運ばれてくるか、どういう恩恵を与えているか、こういう学習を、毎年、毎年、4 年生と 3 年生を対象に来ていただいております。そういうことで、一応、ちいちゃいときから、そういうもの、水の大切さというものを学習をしていただいているということで、特に村民を対象にして、そういう学習会を検討をしているかということは、今のところございません。

○8 番 (柳生 仁) 小さいうちから学ばせているんで、今はしないっていいですけども、我々の貴重な水の流れというものを大人にも知ってもらうことは大事なかなと思っております。

次に林業振興審議会の役割について伺ってまいりますけれども、これ、村民の方からですけども、「過去 10 年も、会議しななんだに。」ということを言われました。きっと、この方は、相当長い間、林業振興審議会の会議がなかったという判断から 10 年っていう言葉が出たかと思っておりますけども、昨年 8 月に議会の改選がありまして、新しい林業振興審議会ができるわけですけども、村の名簿を見ますと、今年の 10 月 31 日をもって、この任期が終わっておるわけでありまして、それから 1 年が経過して、いまだに会議が開かれておらないということで、村として、この林業振興審議会の位置づけをどのようにとらえておるか伺います。

○振興課長 林業振興審議会につきましては、中川村林業振興審議会条例、これに基づきまして設置しておりますけれども、その任務は、村長の諮問に応じて中川村森林整備計画及び森林進行に関する重要事項について調査及び審議を行うというふうになっておりま

す。

22 年度につきましては、一応、1 月～3 月の間に開催したいということで準備を進めていたようではございますけれども、たまたま担当しております耕地林務係のほうの業務の中で、新たに平成 23 年度から農地・水環境保全管理支払交付金の向上活動支援交付金事業、これが新たに始まるということで、村内 20 地区で、これを取り組みしたいというような希望がある中で、その対応に追われてきたということと、林道の災害復旧等、通常業務以外のことも対応に追われまして、開催時期を逸してしまったというふうに聞いております。

今年度につきましては、林業振興審議会において調査及び審議をしていただきたい事項が既にあります。今年度は開催をしていきたいというふうに感じておりますので、よろしくをお願いします。

○8 番 (柳生 仁) 今年度は審議の内容があるんですという表現だと、前回は審議の内容が少なかったのかなというように思いますが、村長の諮問機関っていうことでございますけども、村長、非常に多用でありますので、こういったことは、やっぱり、専門的な振興課の職員のほうから、村長、こういったことは必要でありますということで声がけして、やっぱり会議を開くべきじゃないかと、それで、行政的に必要と思うのでなくて、審議委員を集めて会議して、その意見を聞くことも大事じゃないかと、こんなように感じております。

それで、村長に伺いますけども、村長は村の貴重な財産を守る最高責任者として存在するわけでありまして、元村長の宮崎正直様に聞いてみますと、「当時、わしらは、年 1 回は、腰になたをつけて境の見聞をしたもんだ。」と、「今、おめえら、どうなってるんだ。」と、「ちったあ行つとるか。」と、こんなふうにはげきを飛ばされましたが、村長は山の見聞についてどのようにお考えですか。

○村 長 区有林の、何ていうんですか、葛島の区有林の作業とか、あるいは陣馬形、この間ものろしを上げるというふうなことでありましたけれども、そういうようないろんな機会のときに、陣馬の森整備とか、そういうときには、山のほうにも入っておりますけども、それ以外では、現状は余り行っていないというところがございまして。沢入の水源地の、あそこら、あの辺なんかは行って、その周辺、水源地の水をとっている所のあたりなんかには、時々行く機会がございまして、そこから、さらに、あの奥のほうまで入っていくというようなことは、していないというふうなことがありますので、また、担当のほうの、何ていいますか、アドバイスといえますか、提案といえますか、ここんところのこういう状況があるんでというふうなことで、見に行くべきだというふうなことを受けて行きたいというふうに感じております。今、お話があった四徳の小河内洞ですね、小河内洞の橋が落ちたり、あるいは、そのもう少し上のほうで斜面が崩れて道が落ちたりというふうな、そういうところの箇所については、見に行ったりしてしておりますけども、それ以外のところについては、今のところ余り行っていないというのが現状でございまして。

○8 番 (柳生 仁) 山の境は、国調も終わってきて、また、1 年に 1 回行かなくても

れるものではないんですけども、私は、年1回、全部見られなくても、4年間のうちに、区割りして、しっかり見るべきじゃないかと、こんなことをお願いしたわけであります。

ちょっと同級生の話、しますけど、自分の同級生で1人、毎朝ですね、お墓のお参りをして、自分の土地境を必ずチェックするという、そういう同級生がおります。「自分の財産だで自分の目で見ると。」と、「これが基本つちゅうもんだに。」って言われましたけど、自分らは、山等は、そんなに毎回、見に行かれませんが、村長、ぜひとも、村民の貴重な財産でありますので、年1回、区割りかけてですね、見聞してもらって、これが中川村の財産かということを見てもらい、そこに、どんな大木が生えているのか、手入れをしなきゃならない木があるのか、そういったところを見てもらいたいとお願いします。

次に、最近、ニュース等でも聞くと思いますけども、外国人の投資家が日本の山に注目いたしております。こうした中で、これらの山をターゲットにするのは、ほとんどが民有林であります。

山をどうやって買うかって伺いましたところ、個人対外国人では、なかなか購入ができないそうであります。そこで、やっぱり不動産屋さんを通して山を売って、それが外国の手に渡るんだというふうに聞いておりますが、この情報のほうは、日本熊森協会っていうのがありまして、この日本熊森協会では、外国人が三重県の大台町の池谷谷っていう山、これ、個人山で679haあります。これを買収にかかったということで、慌てて調査をし、その地主さんと相談をし、「ちょっと待ってくん。」ということで、全国の会員に呼びかけまして、最終的には、ここに9,000万円って書いてありますが、1億790万円っていう金を3,794人の方々から募集して、この山を保全したと、NPO法人奥山保全トラストでありますので、将来にわたって保全するんだということでありました。

まだ、中川村には、こういった外国人からの話はないかもしれませんが、こういった話があったときに村としてどういう対応ができるのか伺いたいわけでありますけども、実際に、個人山で手入れができなくなったりとか、ちょっと手放したいというときに、どうしても不動産さんのほうが話がしやすいということから、そっちへ行ってしまうケースがあると思います。村で、こうした個人山で売りたい方がおった場合に受け皿があるかどうか、農地にあつては、農業委員会がきちんと精査して売り買しておりますので、相当、間違いはないわけでありますけども、山林は自由になっておりますので、そのところを村として受け皿をつくってもらえるかどうか伺います。

○振興課長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきますけれども、確かに、一応、こういった売買につきましては、基本的に、1つは国土利用計画法で、都市計画区域においては5,000㎡以上、それから、都市計画区域以外の区域については1万㎡以上の土地取引については県知事への届出が義務づけられております。これにつきましては、契約締結後ということで、契約締結後2週間以内に土地の所在する市町村役場へ届け出るということになっております。これ、届出がされなかったりおくれたりした場合

は、当然、罰則規定があります。

また、森林法の一部改正が、つい先ごろあったわけなんですけれども、この外国資本による森林買収の対応の一つとしまして、県が策定した地域森林計画の対象となっている民有林、これ、中川村はすべて対象になるかなというふうに思いますが、新たに森林の土地の所有者となった者は市町村長に届け出ることが、この来年、24年の4月1日から、この制度が施行されます。

ただ、この新たな制度については、国土利用計画法、さきに述べた国土利用計画法による届け出をされた場合は除外されます。

これらは、今、説明したとおり、事後の届け出であります。事前に掌握するっていうことはできないという状況の中では、こういった大規模な山林買収の話があったような場合は、山林所有者の方から等からも、ぜひ、村のほうへ情報提供をお願いをしたいというのが1点ございます。

それから、日本熊森協会、それからNPO法人奥山保全トラストのお話がございますけれども、これらにつきましては、もともとのこれらの組織は、多種多様な生き物の生息地であり、正常な空気と水の源である奥地の自然林を保全することによりまして、種の多様性の保たれた自然生態系の保全に寄与し、多くの人々のその価値を伝えていくことによって自然と人間の共存を実現するというような目的となっております。行政が全く関与していない組織です。このような組織が一般の皆さんによって組織されるっていうのは、多くの人々に、この森林の保全の関心を持っていただくという上では、非常にいいことだというふうに思いますし、必要かと思えます。

過去に村が民有林を取得した例が、ちょっと幾つかございますので、簡単に報告させていただきますと、陣馬形山頂付近の山林を景観保全のために取得したというのが1件ございます。ご承知のとおり、陣馬形は、中央アルプス、南アルプスの山並みを望むとともに、北は辰野あたりから飯田の南まで望めるという、非常な、この伊那谷唯一の景勝地というふうに言われておりますけれども、その景観を保全するために取得を行っております。

それから、南向地区の村営水道の水源であります沢入におきまして、県内の方が、その山林を取得しまして、これ、水源等のすぐそばなんですけれども、このままでは水源に影響が出ては困るということで買い取った例がございます。

それから、桑原地区では、広大な山林等を所有者が管理できないということで、村へ寄附された例もありますし、そのほか、個人の、やっぱり山の所有者が、自分では管理できないということで村へ寄附された例等はございます。

民有林の取得が必要な事例が発生した場合につきましては、これらも、すべて、議会の皆さんにも協議しながら進めさせてきていただいておりますけれども、今後も、このような事例が発生した場合には、やはり、議会の皆さんへ協議しながら進めさせていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8 番

(柳生 仁) 過去にも民有林を村が買い取った事例があるということで、大変力強いわけでありますけども、村が買い取ってもらえるかどうか知らない事例もあると

それから、振興課のほうで観光も扱っておりますので、あわせてお話ししますと、村外からの方々に陣馬形へ行かれる場合に、一番案内しやすい道が今錦さんから美里へ行行って、黒牛から風三郎へ出て、それから陣馬形線を少し走って黒牛折草峠線を上がっていただくというのが比較的わかりやすいということで、常は、ほとんど、その道を案内しております。ところが、今年は、黒牛で、一時、工事がございまして、逆に迂回路がわかりづらいということで、沢入等から入っていただく、沢入から回っていただいたりとか桑原から入っていただくというような案内もさせていただいております。

○8 番 (柳生 仁) 今、質問のほうが悪かったのか、矢田黒牛線を上がって行って、風三郎の神社へぶつかりまして、それから南の南陽のほうへ向かっていく道路が、どうも、ずっと清掃されていないなあというふうに、ちょっと申し上げたつもりが、ちょっとへたくそな質問でありましたが、いろいろ言うておてもしょうがないんですが、ぜひとも、予算もかかりますけども、観光道路でありますので、お客さんが泥や石ころで滑って事故があったんでは、何の観光道路よというふうになってしまうので、自分は、まめに林道を上がっておりますので、多分、課長よりおれのほうが上がっているのかな、知っておりますので、ぜひとも整備をお願いしたいわけであります。

それから、以前には桜の木が植えてあったような気がしますけども、小町園さんの寄贈で、最近では、桜の木も見えなくなり、路肩から木が茂ってきております。できることならば、林道の路肩から何mか、水平何mかは、村で用地、買収して、そして、景観のいいような林道整備ができないのかなあ、そうしますと、枝が垂れてくるとか、そういうことないんですけども、今現在は、大変、枝が垂れさがってきております。だから、安全上の問題もありますので、そういった方法ができないかどうか、特に景観道路でありますので、そして、今度、桜でも植えられれば、きれいな道路ができるかと思いますが、村として、その林道の路肩から4mくらいか、そのメートルの幅はわかりませんが、買収して管理できないかということをお願いいたします。

○振興課長 今、桜の話が出ましたけれども、この桜につきましては、長年にわたって桜の品種保存のための研究や苗木の育成をされておりました故松沢三郎さんが、たくさん育てた桜の品種、これを、ぜひ保存したいというようなお話がございまして、何とか、どこか植える場所がないかというような相談が、当時、村のほうへあったようです。村のほうとしましては、陣馬形線沿いののり面への植栽はいいんじゃないかということで許可をしたようなんですが、以後、松沢さん自身が植えられまして、管理をされてきたということですが、なかなか、ああいった山ですので、クズの葉とか、いろいろ巻きついてしまっていて大変ということで、松沢さん自体、当時、その桜の品種保存の関係で関係のあった国の機関とか、日本桜の会等へも相談をされたようです。何とか、そういった組織で、ここ、桜の品種保存ができないかというような相談はされたようなんですけども、どうも協力は得られなかったということで、松沢さんもお亡くなりになりまして、そのままになっているようです。

広域林道陣馬形線につきましては、あくまでも林道ということで、当然、その制約

の中で、用地というのは確保してきておりまして、一般道路のような用地買収ってというのは、なかなかできない、それと、もう一つは、当初、広域林道を開設の際に、国土調査が入った時点で分筆、所有権移転をするというような話ができていたと思うんですけども、まだ、国土調査、入っていない部分が相当を占めておりまして、用地境も現場では明確になっていないというのが現状であります。

○8 番 (柳生 仁) なかなか桜の保全が難しいと、昨年も高橋議員が質問したときだったか、そんなような答弁ありましたが、せっかく日本一美しい村連合へ入りまして、山岳道路を楽しんでいただくお客さんもおいででるんで、ぜひとも、今後、課題として、そういった林道の路肩の修繕等、きちんとして、楽しんでもらえるような観光ができればありがたいなと思っております。

最後になりますけども、林道を上がっていきますと、現在、特別警戒中の看板があります。振興課にも森林パトロールという磁気マットが壁に張っておあります。パトロールはどのくらいの状況で行っておられますか。伺います。

○振興課長 先ほどもちょっと申しましたが、耕地林務という係の中で、2名の職員体制で、なかなか計画的なパトロールってというのはできないのが現状であります。現場へ出る必要があるときに、あわせて一緒に、その付近のパトロールをしてくるっていうのが現実であります。

○8 番 (柳生 仁) パトロールもしっかりして、山も守ったり、また、盗難に遭わないような対策を願うものであります。

水源の森の保全について伺ってまいりましたが、ぜひとも、中川村の水が自慢できるような水になるように、そして、中川村からの水をミネラルウォーターとして出せるような環境整備、これをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を10時50分とします。

[午前10時37分 休憩]

[午前10時50分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

6番 大原孝芳議員。

○6 番 (大原 孝芳) 私は3点について質問をしたいと思います。

まず、最初に東日本大震災の被災地の支援は今後どのような取り組みが可能かというタイトルで質問したいと思います。

まず、前段でお話ししたいんですが、9月11日の日曜日は、ちょうどアメリカの10年前のテロの貿易センタービルの崩壊といった日にち、また、大震災の、3月11日に起きた大震災のちょうど半年という、偶然はありますが、非常に我々にとってショッキングな事件、大きな災害、そういったことの日でございました。

テレビ等を見ますと、もう既にテレビは、その放映、また、どんな、日本の場合、アメリカの場合、関係があるかといったような報道が目立ちました。

まず、日本のほうに目を向けますと、6ヶ月、今回、たっている、半年たっている

わけですが、復旧、また復興、復旧については、若干進んでいる箇所もございますが、復興については、ほとんどできていない、また、放射能汚染については、除染というものが、都市圏においては学校等の土を入れかえとか、そんなことを行っているわけですが、福島県内の原発の付近においては、ほとんどできていない、また、どのようにするかといった指針もできていない、非常に国の後手に回った施策の影響かもしれませんが、そんなような状況がテレビで放映されていました。そういった状況の中が今日の状況でございます。

また、今回の震災について、村の支援はどのようにしてきたかと申しますと、3月11日の震災を受けて、いち早く駒ヶ根とタイアップしまして二本松市に毛布等を送ったってことは、非常に素早い行動ができた。それから、議会にも提案されましたが、500万円の見舞金を出した。それから、8月のどんちゃん祭りにおいて、飯館村の皆さんをお呼びして、お話を聞いたり、また、一時の憩いの場をつくっていただいと、そんなような経過だと考えています。

また、その飯館村が、今回、見えた、菅野村長さんのお話でも、2年くらいでは何とか帰りたい、または村民を帰したいというようなお話がありました。また、最近のNHKの9時からのニュース番組で、ライブで飯館の菅野村長が、懐かしい顔が映っておりましたが、2年と言っていますが、今の除染状況を見ていると、相当長くかかるんじゃないかなという一つの覚悟さえも感じるようなふうに感じました。

また、特に疎開されている——疎開というか、飯館村を離れている子供たちは非常に悲惨なもので、まず、校庭で遊ぶことが、当然、今の飯館村の学校なんかは、大きく除染をしないと、子供がその場で学習を受けられるという、校外で遊んだり、そんなような状況は、もう、ほど遠い、つまり、20年、数10年、50年、100年とか、そういった単位で考えないと、なかなか戻れないというような、菅野村長は、なかなか、そこまでは言っていないですが、報道を見ていると、ある評論家等は、そういった言い方をされている方もいらっしゃいます。

そこで質問をさせていただきますが、今回、どんちゃん祭りに飯館の村民の皆さん、50数名の方が来ていただきました。そしてまた、これは民意で行った部分もありますし、また、村としても菅野村長を初め、飯館の村民の方にも現状をお話を聞くといったことを開催したわけでございます。

その中で、村長にお聞きしたいんですが、今回の飯館村を村に、中川村に招いたといった一つの意義というんですかね、そういったものは、どのように、現在、考えて、どんなものがあつたかと、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 飯館村の皆さんがどんちゃん祭りに来ていただいたことの意義というふうなことでご質問いただきました。

1つには、さまざまな中川村の村民の皆さん、いろんな方々が、本当にいろいろな個性の方々が1つに集まって準備を進めておられました。そのことが、1つ、村のネットワークづくり、あるいは村の中の力、元気みたいなものが随分発揮されたんじゃないかなというふうに思っております。そのことが、1つ、まず、大変すばらしかった

と思います。

それから、今、お話にありましたとおり、飯館村の状況につきまして、菅野村長さん初め、いろんな機会、講演以外でもいろんな交流が持った中で、飯館の状況を聞いて勉強にもなったし、いろんなことが考えを深まったというふうなことがよかったというふうに思います。

それから、何よりも、飯館村の方もおっしゃっていましたが、普段は、普段の暮らしでは、もう、本当に将来を悲観するようなこと、何かうらみがましいこととか、悪いことばかり考えて暮らしておると、それが、中川村に来て、どんちゃん祭りに参加して、皆さんに接遇というか、もてなしていただいて、本当に晴れ晴れとした気持ちで非常に楽しく過ごせたと、こういうふうにおっしゃってくださいます、そのことが本当によかったんじゃないかなというふうに思います。

村民の皆さん方の、ここも、福島、東電の原発の事故からは距離があるわけですが、とはいえ、飯館村の皆さんに来ていただいて、お話を伺ったというふうなことで、原発の事故というものについて考えが深まり、また、それを自分たちの身近でも起こり得る身近な問題としても考えるきっかけになったんじゃないかなというふうに考えております。

○6 番 (大原 孝芳) 議会でも一緒に来ていただいた日に飯館村の議員の皆さんとお話をする機会がございまして、私も非常に、何と声をかけていいか困ったような状況もありますが、本当に大変な思いをしているということを感じましたし、また、村で開催したお祭りの当日の日の神野村長の話、また、住民の方のお話を聞いていて、本当に涙が出るような思いで聞きました。

それで、例えば、飯館村に限らないわけですが、今までは、二本松市は、駒ヶ根の関係で援助しました。また、飯館村は、美しい村という、そのきっかけがあつたと思います。

私の質問では、今後、飯館村とどのようにお付き合いができるか、また、飯館村の皆さんにどのように援助ができる、金額的なことはなかなか無理かと思いますが、もっと違った形でできるんじゃないかと、いろんなことがあると思います。

また、民間の方で、今回のまでの力のネットワークの皆さんのお話を、後日、聞いてみますと、これからもお付き合いをしたい、あるいは、中には、とつたお米を送ってあげたい、あるいはまた、来た方、飯館村の皆さんが手紙をよこしまして、来年、援助してもらわなくて、自分たちで積み立てをしてでも、また、どんちゃん祭りに来たいとか、そんなようなお話も聞きまして、非常に、お互いに、村長の言われるように、非常に村民にとってもいい交流であつたんじゃないかと考えます。

したがって、飯館村の皆さんと、これからどのような交流が可能かということについて、もし、村側で一つの具体案があればお示しいただきたいし、また、民意で、民間の方が、また、やりたいことがあれば、村としても、どのような援助、サポートができるかっていうようなことをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○村 長 飯館村につきましては、ご存じのとおり、全村、村外に計画避難でしたっけ、計画

避難ということで、役場そのものも出ていると、飯野支所というところを借りて、そちらのほうで役場の機能全体が引っ越しをして、何とか頑張ってサービスを維持しておられるというような状況がございます。

村民の方々も、当然、全然違うところに移り住んで、その中で、医療だとか子供の教育だとか保育だとか福祉だとか介護だとか、いろんなことをサービスを続けていかななくてはいけないというような状況がございます。

そういう意味で、本当に飯館村役場の皆さん方、大変な状況にあるかというふうに思います。

そういうところをおもんばかるとですね、なかなか役場同士、中川村役場が動いてというふうな話になると、向こうの対応も、飯館村役場というふうなことになるかと思えますけれども、なかなか交流というような内容、テーマにつきましては、あんまりこちらからお声がけをして、さあ、やりましょうというふうなことを飯館村の役場に向かって言うのは、ちょっと向こうのことを考えると、村役場としては控えたいなというふうに感じているところです。

ただ、当然、いろんな支援というふうなことにしましては、飯館村に限らずですね、被災地のほうから何かこういうふうなことをしてもらえんかというふうな、そういう要請があった場合には、全力を挙げてできることをやっていくというふうな考えでありますけれども、交流というようなレベルのことでありましたら、役場としては、ちょっと、向こうの状況を思うと、あんまり積極的に動かんほうがいいのかなというふうに思っているところでございます。

逆に、それこそ、今、おっしゃったとおり、民間の中で、有志の皆さんの中での交流の輪が広がって、どんちゃん祭りにも来ていただきたい、来たい、あるいは、また来てよというようなことが広がってくることは、素晴らしいことだと思いますし、その件につきましては、例えば広報とかですね、いろんな形での協力の呼びかけみたいなところをするとかですね、そんなふうなことは、いろいろできることはたくさんあるかと思いますが、そういう動きが、また生まれてくることは、大変素晴らしいことだというふうに思います。

飯館村につきましては、この間、神野村長とかが見えたとときにもですね、どんなことができるんだろうというふうなことも申し上げて、例えば、いろいろ空き民家じゃない、空いている村営住宅等々、幾つかありますので、もし、そういう方がいらっしゃれば、ぜひ利用していただければありがたい、あるいは、今、どんどん飯館の村の皆さん方、心配する方は、もう、自主的に離れて、遠くに離れている方もいらっしゃると思うけど、そうになってしまうと、なかなか把握が難しくなってくるだろうから、もし、村として、この人たちについては中川村で、関係のある中で、安全な所についていうふうな希望がありましたら、いかがですかというふうなことも申し上げたりもしましたし、そういうふうなこと、あればいいなというふうに思っているところですけども、どうも、やっぱり、なかなか、ここまで遠くじゃなくて、もう少し近い所で住みたいというふうなのが、やっぱり飯館村を愛していらっしゃる皆さん方のお気持ち

のようで、どうも、そういうニーズもないのかなというふうなことは感じているところなんです。何か、そういうこと、飯館に限らず、いろんな被災された皆さん方からの具体的なことがあれば、積極的に検討いたしますけども、通常の——通常のといえますか、交流ということであれば、有志の皆さん方の、また、活動を裏面から応援するというふうな形になるかなというふうに思います。

○6 番 (大原 孝芳) 今、村長の答弁で、行政側が主導で動くということが非常に相手に対して余りいいことない、私も、そんなようなことかと思えます。

また、例えば、民間の皆さんが、例えば物を、例えばですね、お米を送りたいとか、そういった窓口になるときは、民間の団体でも、当然、やろうと思えばできるわけですが、例えば村の場合に、よく社協あたりがですね、窓口になってやっていたりですね、向こうの復興支援について、社協が中心となってバスで人員を派遣したり、あるいは、そんなことをやっているんですけど、例えば、中川村の場合は、もし、そういうようなことが、これから多く発生した場合には、窓口はどこ、例えば民間で思った人たちが自分たちで、どうぞ送りなさいってということなのか、赤十字とか、そういったいろんな主導団体があるんですけど、当面、村として、どういう経路、プロセスを経てやればいいのかと考えますか。

○村 長 例えば、この間、お知り合いになった方がいらっしゃって、飯館のだれだれさんと友達で、それに送りたいっていうんだったら、多分、個人で宅配便かなんかで送られるというふうな形になるかと思えますし、そうじゃなくて、飯館なり何とかかなりの、どこどこなりの避難所とか、そういうところへ送るというふうなことになれば、また、違う送り方になるかと思えますけれども、ケースによって違うでしょうし、ちょっと、今の村のほうで取りまとめで送るから、ちょっと送り先も別に考えておりませんし、取りまとめるというふうなことも、ちょっと考えておりませんので、具体的に何かお話がありましたら、お聞かせいただき、それについて、どういう対応するのがいいのかを検討したいというふうに思います。

○6 番 (大原 孝芳) では、次の項に進みます。

教育長にお話ししていただきたいということを書いてありますが、3月11日の震災以降、学校で、教育現場っていうことを書いてあるんですが、子供とか先生たちが、例えば、実際に校舎も揺れましたし、それから、テレビ放映、非常に長く、もう、ずっとテレビも、そんなことばかりやっていました。それを見て、例えば、先生たちは、ある程度、大人ですから、判断もできるでしょうけど、子供たちにとって心理的な変化とかですね、何か、それを見て、何か、ちょっと今までと違った行動が起きたとか、そんなようなことは、教育長として把握していますか。

○教育 長 教育現場における変化ということだというふうに思いますが、変かといいますが、がらっと何か、こう、変わるという意味合いではなくて、児童、生徒たち、あるいは先生方が、改めて意識を強く持つという、そういうふうなことかというふうに思っております。具体的に申し上げれば、児童会とか生徒会におけるいろんな募金活動が直ちに行われましたし、また、学級によっては、ある学校によっては、お金の

よる、そういった援助ではなくて、何か別の形で何か支援できることはないかという
ようなことで話し合いを設けたというような、そういう学級もあったようであります。

また、心理的なものということになってきますと、一番強かったのは、防災意識つ
ていうか、そういうものがかなり高まったということになるかと思えます。中学校で
は、昼のほうそう、ランチルームでお昼を食べるときに、いろんな放送があるわけ
ですが、その中に震災の現地の様子だとか、あるいは向こうの人たちの気持ち等につ
いての作文の発表等々があったということ、あるいはまた、それぞれの学校で、校長講
話でこのことを取り上げまして、その震災の様子とあわせ、また、たまたま、ちょう
ど三六災害の50年に当たるっていうことであったので、それと話を重ねて、そういっ
た防災の意識を高めるような話もされたというふうに聞いております。

また、それを聞いた子供たちが、あるいは、前にもあったかと思うんですが、各家
庭で三六災害、50年前の話や、あるいは、家庭で、そういった震災についての話題を
持ったということも聞いております。

また、学校によっては、国交省へ話をして、防災の三六災害の写真のパネルがあっ
たわけですがけれども、それをわざわざ借りてきて廊下等へ展示して、子供たちにも改
めて見させたというようなこと、そしてまた、そういう中で、9月1日の日に、各学
校、避難訓練があったわけですがけれども、今までにない、非常に緊迫感があったと、
やはり、そういった震災の様子なんかを頭に思い浮かべながら、自分の命は自分で守
らんきゃいけないんだという、そういう真剣さがあらわれたということも聞いており
ます。

また、もう1つ、ちょっと違った角度ですがけれども、節電意識というものがかなり
強くなって、学級によっては電気係というような係を設けて、教室を出るときには確
認をして、電気がついている場合には消していくというような、そういった不要な電
気、そういったものを消していく節電の習慣化、そういったものがついてきていると
いうようなこともあります。

また、すべてではないですがけれども、助け合いの気持ちというようなものが、例え
ば、学校によっては、縦割清掃というものをやっているわけですがけれども、そういっ
た中で、お互いに上級生、下級生が助け合うような、そういった場面、あるいは、そ
ういう意識っていうものが、前よりは少し強く出てきているというようなことを聞い
ております。

以上です。

○6 番 (大原 孝芳) 再度、教育長にお伺いしますが、私は、ちょっと勉強不足でわから
ないんですけど、一般論として、例えば義務教育の過程の中で、国とか文科省とか、
県の教育委員会とかですね、そういうところの指導の中で、例えば、独自のですね、
例えば中川村の義務教育課程の中で独自のカリキュラムみたいなものをつくれる裁量
権ってというのは存在しますか。

○教育長 一般論としてというか、一般論じゃなくても、独自のカリキュラムというものはつ
くれることはできます。それは、教育委員会としてでもありますし、教育課程の編成

権というのは学校長が持っておりますので、各学校でも、それは、作成することは可
能です。

以上です。

○6 番 (大原 孝芳) 私は、今回の震災については、非常にリアルタイムっていうんです
かね、子供さんたちも本当に現実に起きていることをテレビで見たり、実際は見えて
いないんでしょうけど、非常に大きな出来事だったと思います。

それで、今、先ほど、教育長がお話ありましたが、三六災害については、50年前つ
ていうことなものですから、そうは言っても、また生まれる、私たちの若い世代が生
まれる前の方もいらっしゃるし、私だって小学校3、4年のころで、非常に、な
かなか説明したりしても、なかなか、こう、理解しにくい話であったと思うんですが、
今回の3・11の災害っていうのは、もう、非常に、現実、起きた、起きて、なおかつ、
それに対して苦しんでいらっしゃる方がいっぱいいらっしゃるという、非常にリアル
タイムな災害でございます。

そこで、私は、その子供たちに、この時期に、実際にこんなことが起きてしまう、
つまり、小学校も被災しまして、避難しようとした小学校の生徒が目の前で亡くなっ
てしまったりですね、非常に悲惨な状態だったんですが、ぜひ、私たちは、成人して
いけばですね、なんだかんだ、こんなことがあってもおかしいんですが、何とか粗略
して理解しようとするんですが、子供たちにとって、この事件っていうのは、私は、
ずっと、一生、記憶の中に、3・11と9・11みたいな、日が、ごろが合っているも
んですからあれなんですけど、忘れられない日にちになっています。したがって、教育
現場の中で、義務教育の中においても、そういったことをきちんと子供たちにわかっ
て——わかっていただくっていうんですかね、こういうことが起き得るっていうこと
をですね、今、教育長の話では、自主的に子供たちが気づいたり、校長の訓示であ
ったりお話であったり、中で、きちんとされてきたみたいですが、それ以上にですね、
もし、そういった裁量権があるって、今、お聞きしましたので、何か、特に人の命は
当然として、防災もしっかりやって、そして原発の問題、それから、なぜ、こんなに
皆さんはボランティアに行くか、そういう気持ちでどういう気持ちかっていうよう
なね、そういったことを、ぜひ、私は、子供たちに、現実、行われているんですから、
ぜひ、リアルタイムで教えていただきたいと、そういったカリキュラムみたい
なものが、もし、中川村の義務教育課程の中に行えることが可能かどうかというこ
とをお聞きしたいと思えます。

それで、事案としましてですね、私は、単純に、本当に素人考えで言っちゃうん
ですけど、例えば、今まで、修学旅行とかですね、あれは東京だとか京都だとかね、そ
ういうところへ行っていますよね。もしです、私は、ふと考えたんですけど、被災地
を見るっていうことがね、子供たちにとって、テレビで見るよりも、本当に現実で起
こったことを見るっていうことがね、子供たちにとって、テレビで見るよりも、本当
に現実で起こったことを見るっていうことが、いかほど、「百聞は一見にしかず」つ
ていうことわざじゃございませんが、どんなに教育効果があるんじゃないか、それで、

民間、都会、東京なんでしょうけど、民間でバスツアーを出しましてね、親子で行くツアーがございまして、それは、いつも満杯になってしまうんですが、つまり、子供たちが親と行って、被災状況を見て、そして帰ってきて、家で話し合っ、現実、こんなことが起きたんだよって、そういうような状況っていうのが、非常に、親子関係、人間関係、家族を、家族愛、そういったことに対して大きな効果があるっていうような報道もありました。

私は、その教育現場の中で、それは、教育長の一人のご判断できることじゃないと思いますが、そういったカリキュラムを組んでいくっていうことが可能かどうか、今、私の言った、その事案はともかく、こういった3・11の災害を機に、そういうことができるかどうかお聞きしたいと思います。

すぐできるかとかいうんじゃないで、そういったことが必要ない——ないとは言わないでしょうけど、必要か、また、それが可能かどうかっていうことをお聞きしたいと思います。

○教育長

可能かどうかっていうことでの択一的なお答えとすれば、可能であるということになるわけですが、今回の震災のことをどう学習に取り入れていくかっていうことは、大変大きなことであるかというふうに思っております。命の学習とか、あるいは原発を含めた、そういうエネルギー資源の内容、あるいはボランティア活動等々、大事なことなんですけれども、それは、現在、進めている教科の学習とか、あるいは道徳等々の、そういった活動内容の中に、この震災のことが、どういう内容のものが、どういうふうに各学年の発達段階に応じて取り入れることができるのかということ、十分、これを考えていかないと、こういうことがあったから、すぐ、即、ぱつとというふうには、簡単にはいかない内容を持っているかというふうに思っておりますので、この震災、あるいはまた、三六災害だとか、あるいはこの間の紀伊半島の災害もありましたけれども、ああいう、その事柄から何を学び、何を子供たちに伝えるか十分吟味して、加えるものは加える、加除を、加えることは加えるもの、あるいは、除くものは除く、そういった分析をしまして、現在、行われている、そういった教育活動の、教育内容の中に取り組んでいくという、取り込んでいくという内容、そして、内容を豊かにしていきたいということを考えております。

修学旅行を含めた、現地へ行って見るということは、大変価値のあることですので、例えば、修学旅行で、現在では、中学3年の場合には古都の奈良、京都を見学する、それだけの価値のある、意味のあるものとして、ずっとつながってきているわけですが、今後、それではなくて、もっと、より価値のあるものとして、そういう震災の現地とか、あるいは、もっと違う場所もあるかと思うんですけれども、そういうものが選択されてくるようになれば、それは、そのときに、また、その意味を考えて、その場所の変更とかいうことは、当然、ある得ることかというふうに思っております。

以上です。

○6番

(大原 孝芳) 私は、修学旅行っていうのは、一番、そういうところを見ていただくの一番いいと思ったんですけど、そういうことが実際できるかどうかというこ

とも、全然、私も何も根拠なく言っているんですが、私も、もう少し、また時間がたつたら、また、こんな機会にいろいろお聞きしたいと思います、ぜひ、教育現場の中で、先生たちにも、こういったことを話し合っ、子供たち、今、言われるように、子供たちにとって、その震災っていうものが、にとつて、その教育の中にどういうふうに生かされるべきかっていうことを、また教育長に、また研究していただいた結果を、またお聞きしたいと思いますので、ご検討をお願いします。

次に移りたいと思います。

私、村による定期的な地区懇談会の開催が必要ではないかといったことで質問をしたいと思います。

1つの事案として、私たち議会では議会活性化委員会っていうのをつくりまして、その中に定期的に住民との懇談会をしようと、村が地区懇談会をやるのとは、意味は若干違うかと思いますが、定期的に住民といろいろお話をしたり、意見交換しようと、そうしたことを、今、考えていまして、具体的にいつやるということは、まだ決定していないわけですが、やっていこうということは、おおむね、活性化委員会で決めているわけでございます。

そうした中で、住民と、例えば村側の地区懇談会っていうのは、私の記憶ですと、過去には何回か、少し大きな事案があったり、そうしたときに、特別、具体的に村民にお話を聞こうとかいってですね、やった経過はあると思いますが、定期的にやっているようなふうではなかったと思います。

また、各地区をたくさん回るもんですから、非常に大きな時間と労力がかかってきたかと思えます。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、村側が村民と、こういった事案が、重要な事案があるか、ないかにかかわらず、定期的に、私の定期的っていうのは、せめて1年に1遍とかですかね、そういったことが必要かどうかっていうことを、必要であるかかっていうことをどのようにお考えになっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。必要であるか、ないかかっていうことについて。そういう考えがあるかどうかです。

○村長

格別なテーマがなくて、そしてまた、住民の皆さん方からの要請もなく懇談会を持つということは考えてないです。

○6番

(大原 孝芳) 多分、村長の言われたように、恐らく、そういうお考えの中で、ですから開かれてこなかったと思います。

私が、ちょっと、ふと思ったのはですね、例えば、その定期的っちゅうことは、私たち議会の中で、予算、3月議会で予算審議、それで、今月の9月議会では決算とかですね、それから、私は、役場の一つの大きな変化っていうのは、人事異動がありますね、そして、今回も4月から新しく課長さんがかわられたとかですね、知っている方は知っているんですが、大きな節目っていうのがあると思うんです。村にはね。それで、例えば、予算を執行するにも、私たちの議会で議決して、それから村長がここで答弁して、私は、今期は、こういった思いでこの予算を執行しますよっていう一つ

のプレゼンテーションをしますよね。そういうときでもいいですので、何か、その村民に向かって、大きな事案ではないんですが、例えば今年だったら、23年度は、村長が、こういうことで、私は、この予算を決め、議会で議決されて、これを絶対しますよとか、そういう一つの村長の特色あるプレゼンテーションっていうものを村民に、その文章を見ていただければ、それで十分説明責任があるっていえば、そうなんですが、そういった機会を持つことの必要性を、私は、必要性っていうか、したほうがいいんじゃないかっていうご提案でございます。

それで、議会としては、一番、議会でやらなきゃだっちゅうことは、やっぱり、住民との議会とのぶつかった、不信感があるとかっちゅうような、動機は、ちょっとずれていて申しわけないんですが、何か住民と、そういったことで接点を定期的を持ってくと、そして、それは、いつがタイムリーかは、ちょっと別としてですね、そういったことをお聞きしたいちゅうことと、それと、今までみたいに行われてきたように、各地区を全部網羅して、例えば、そこに課長とか係長が張りついて1週間とか2週間かかってぐるぐる回るっていうのを見ていると、非常に大変だと思いました。それから、なかなか出席していただけない、住民の方が集まってこない、それから、出ていただいても意見が出てこないといった状況が多々あったと思います。したがって、もう少し、例えば東地区とか西地区とか、もう少し小さくてもいいんですけど、ブロック、もうちょい違ったブロックで考えながら、しかし、住民と、やっぱり、直接お話しができる、課長さんもかわられて、それから、どんな課長さんが見えて、どんな話をされるんだと、みんな、今まで違う部署にいらっしゃいますよね、課長さんも、それで、村長は熱い思いを述べていただくと、そういった意味で、非常に形骸化しちゃう可能性もありますが、しかし、私は、定期的に持つていくことが、やっぱり住民と行政、あるいは議会もそうなんですが、信頼関係を結べると、そういった思いがありますので、今回、こういった提案をさせていただいているんですが、この件についてはどのようにお考えになりますか。

○村 長 先ほど申し上げたとおりなんですけど、それと、つけ加えるとしますと、地区懇談会っていう形、前にも申し上げたかと思いますが、地区懇談会の場合には、割と、こう、参加してくださる層というのが固まっているのかなというふうなことを思っています、また、村には、住民の方々、さまざまな方がいらっしゃる、若い方もいれば、お嫁さんもいらっしゃれば高齢者の方もいらっしゃるというふうな中で、それぞれ思いや課題、その困っておられること等々、違うのかなというふうに思っております。前も、何か地区懇談会をアリのバイ的に使うようなことがあつてはいかんというふうなことも申し上げましたけども、何か、こう、いろいろな層の方々の違う思いみたいなものを、どういうふうに聞くのかなというふうなことが課題かなというふうに思っております、何とか、敷居を下げてですね、問題提起なり質問なりをしていただきやすくしていくことを考えたいなというふうに思っております。

おっしゃっているようなところ、それぞれの、当然、担当はですね、かわったときにも、いろんな場面です、当然、その関係する村民の方々、地区でも自分の担当

する職務、振興課だったら農業関係の方とか、先ほどの林業関係の方とか、有害鳥獣の関係だとか、いろんな方に、当然、接点はたくさんありますので、そういうところで、もっと深み、深い話をさせていただいているかなというふうに思いますし、そんなことで、思っていることは、こういうテーマでご意見を聞きたいとか、こういうことを説明したいとかいうふうなテーマがありましたら、それにふさわしいセッティングで、それに応じた方々に応じた時間に応じた場所に来てもらえるようなことを考えたいと思うし、逆に、村民の皆さんから意見とか質問とかありましたら、それは、少人数であれ、グループであれ、個人であれ、その方法が手紙であれ、メールであれ、懇談会であれ、どんどんおっしゃっていただければ、応じる、そこに出向くなりしていくようにしていきたいと思うし、そういう敷居を下げていきたいなと、そっちのほうを重点を置きたいというふうに思うところでございます。

○6 番 (大原 孝芳) 私も、議会は、そういう方向でいきますので、ぜひ、合同でやるのがいいかどうか、ちょっとわかんないんですけど、ぜひ、今の村長の答弁ですと、前向きであるように、今、お聞きしましたので、ぜひ、検討していただいて、議会のほうにも、また、そんなような旨を教えてくださいとありがたいと思います。

続きまして、次の質問にまいります。

最後になりますが、国のほうですが、8月26日に再生エネルギー特別措置法案というのが参議院を通過しまして、一応、成立をしたいということでございます。これについて、村との、村民にかかわる部分でお話を聞きたいと思います。

まず、前段、今回の原発の事故以来、電力、また、ある意味、電力行政ですね、それから、原発についてどのように進めてこられたかということが、本当にわかってまいりました。つまり、今までメディアが余り話せなかったことが話せるように、何ていうんですかね、戒厳令が解けたようなくらい情報が入ってまいりました。

例えば、発電と送電、発送電の分離をすると料金が、電気料金が安くなる、そんなようなこと、それから、どこの電力会社も一緒なんですけど、電気料金ってどういうふうに決められているかっていうこと、私は全然知りませんでした。いろいろ聞いてみますと、非常に不思議な電気料金の決め方が、国を主導で、つまり国の法律で税金を使って、極端なことを言えば、つまり、大きく電力会社っていうのは擁護されながら、必ずもうかるシステムで電気料金が決められたと、そういったことがありました。これは、当然、自民党政権時代には自民党が、当然、やっていたから、当然、推進してきました。今回、与党の民主党にとっても、民主党議員も、電力会社の労働組合から票をもらうために原発を推進しなきゃいけないようなことになっているとか、非常に、もう、政治家と原発っていうのは、はっきり言って、もう、切れないような状況、そんなこともわかってまいりました。これについては、今日まで、信毎において連載で、原発行政について連載でございましたが、それを読んでいただくと、村民の皆さんもそれを読んでいる方はいらっしゃると思いますが、本当にこんなことが私たちの知らないところで税金を投入しながら行われてきたと、そんな状況でござい

それから、やらせメール、つまり、電力会社が社員、あるいは下請け業者をシンボジウム等に送って原発推進の意見を言わせる、そういったやらせメール問題、それから、今回、一番事故の発端である東電については、事故を起こしたにもかかわらず、補償金、補償問題が、今回、始まっていますが、もう既に15%の電気料金を値上げしようとして、そういった、これは国の許可がないと決められないと思いますが、そんなことを言っています。つまり、税金を使って、電気料金、電気料金、つまり今回の東電は、全部、自分のすべてを失ってでも補償に応じるとのことじゃなくて、ちゃんと税金を東電のほうに回して、彼らの会社がつぶれないようにして、なおかつ15%の値上げをすると、これは国民が許さないと思いますが、そういった現象が起きているのが今日でございます。

そうした中で、今回の、その法案については、菅首相がやめることを条件として、与野党でこの法案を通すということを協議した結果、26日に参議院を通過したわけでございます。

メディアのほうは、いたって、その法案の内容については、本当に深く触れていません。つまり、次の党首がだれになるか、あるいは、その首をすげかえるための法案だというようなことを大きく報じていまして、この法案が内容がどんなようなことであるかちゅうことは、非常に説明不足であったと私は感じていました。

それで、私は、新聞等の情報でしか知り得ないんですが、今回の再生エネルギー法案というのは、太陽光、今でも太陽光は買っていたいていましたよね。それから、今回は、風力発電も買っていました、非常に安かったと、それ、今度は、小規模の水力発電、地熱発電、バイオマスについても、電力会社がすべて買いなさいよと、つまり買わなきゃいけないという義務規定ですよ、そういった、私が思うには、今まで、電力業界の中で、非常に革命的な法案じゃないかと感じています。それで、この太陽光、風力、いろいろあるんですが、これは、一つの新規事業、ビジネスとして入ってくる会社も、例えば、過去の議会の中で村長も言われましたが、例えば村が発電所を持って、その電力を供給するっていうこと、水道みたいですね、そんなような話もありましたが、つまり、新規参入を増やそう、また、家庭でも、例えば、そういったものをつければ、電気が、余分な電気は買っただけだと、売れるちゅうことですね、っていうことで、それがCO₂の削減で、あるいは、そういった一つの代替エネルギーっていうんですかね、原発から新エネルギーにかわる一つの反映にもなっていくちゅう、そういう、私は、もう、画期的な法案だと思います。

しかし、この法案にも、少し、当然、デメリットもございまして、つまり、買うということは、逆に、電気料金を、つまり、買った分だけ今までの電気料金に上乗せしていくっていう意味なんですね。これは、ですから、逆に電気料が上がっていくと、ただ、どっちが得か損かかっていうことは、つまり、たくさん、まだ来年の7月が施行日ですので、まだ、幾らで買うっていうことは、多分、まだ、指針として示されていないと思いますが、どっちが得か損かかっていうような話が、多分、これから出てくると思いますが、つまり、ヨーロッパでは、もう既に行われているんですが、相当、電

気料っていうのは高いそうです。つまり、高い電気料を払うんだったら、せっかくだいでから、もう、太陽光なら、エネルギー使って売ったほうが得じゃないかっていうことで新エネルギー政策が推進してきたと、そういう逆の考え方もございますが、ともかく、でき始めの法律ですので、まだ、わからない部分はいっぱいあると思いますが、そこでお聞きしたいと思います、私も、この程度の知識なんですが、これは、中川村村民に限らず、国民全体に大きく影響する法律で、当然、来年の7月ですから、太陽光、今、パネル使っている方は、「やあ、しめしめ。」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、どんなような影響が村民に出てくるかっていうことを、ちょっと、村長は、どのように認識しているかお聞きしたいと思います。

○村 長 再生エネルギー特別措置法につきましては、議員のおっしゃったとおりというふうなことでございますので、電気料金が値上がりされることになるのではないかと、それだけでなく、いろんなことですね、今、大変だ、大変だっていうふうなことで、電気料金に転嫁されていきそうな雰囲気がございますので、電気料金のアップということが想定されるのではないかと思います。

○6 番 (大原 孝芳) 今、状況は、そういったことの中で、私も過去の一般質問で述べてきたんですが、今回、国のほうも、災害の影響かどうか、今まで1kw当たり7万円の補助をつけていたんですが、今回、2万数千円を落とされていると、なくしてしまったと、そういうような、少なくなったちゅうことですね、それで、ある、ほかの自治体については、じゃあ、その国が、今、助成している自治体については、その分は上乗せして、補助金、出しましようちゅう自治体も出てきています。

そこで、当然、私も何度も村長に質問してまいりましたので、どのような答えが返ってくるかちゅうことは想定できるんですが、私は、確かに、その低所得者にとっては、その、どうですかね、上代で言うと200万円近いような、200数十万円するような物を簡単につけられるわけではないんですよ。しかし、国の施策っていつて、また、これからエネルギーの代替エネルギーとしていく中で、何らかの方策をとって変えていくちゅうことと、それから、公平感を持ちながら、合う補助金とか、そういうものを保ちながら、そういった、つまり電力を、自分の電力は自分たちで賄って、なおかつ売電して、そこでペイしていくっていうようなね、そういう方向に行かざるを得ないような状況なんですよ。ですから、村長の今までの答弁の中で、優先順位が違うし、そういった低所得者に対しては何のメリットもないですよと、こういった制度はちゅうようなお話をずっと聞いてまいりましたが、長い先にはですね、そうも言っていられない、つまり、だから、じゃあ、それこそ、村長、さっき言ったベーシックインカムじゃないですけど、そういう考えの中に電力のベーシックインカムの考え方を入れるとかですね、何か、その優先順位が違うで、中川村は何も補助はしませんよってほうっておける問題じゃないと私は考えているんですが、今すぐ、村長にね、補助金を来年度からつけなさいちゅうようなことを私は言いませんけど、ただ、考え方としてはね、流れっていうのは、私は、そういうふうに行っていると思うんですよ。そこについて、それについては、村長、そのようにお考えでしょうか。

○村 長 太陽光発電に対する村で補助を上乗せするということにつきましては、議員がおっしゃられたとおりの考えでありますので、そういうことは、全然関係のない方も多いというようなことで、富裕層に補助するようなことではないかなというふうに思っています。

エネルギーの問題、すぐに風力だ電力だ、じゃあ、どうやってつくるんだっていう話になりますが、そうじゃなくて、本当の王道はですね、やっぱり節電だと思います。贅沢に慣れて、利便性に慣れてしまっている我々の暮らしのあり方というふうなことを見直す、そのいい機会だと思いますので、いやあ、どうやって、じゃあ、電気を起こそうか、おれんちもということよりも、自分ちの電力で、果たして無駄はないのかと、贅沢をし過ぎていないのかというふうなことを見直すことが一番大事なことだし、それが電力料金のアップに対しても対処するにも一番いい方法ではないかと思えます。

それからまた、村としては、そういうおっしゃったような富裕層優遇の補助をすることよりもですね、発送電の分離とかですね、それから電力の自由化、ヨーロッパはこういうふうになっているかわかりませんが、買う、自分の買う電気を選択できるような仕組みとかですね、いろんな方策があるというふうに聞いています。ですから、そういうふうになると、今、制度自体が、国の制度自体がいびつになっているというふうな点があると思いますので、その点、そういったことについて声を上げていただき、そのことによって、全体的にも、その正しいエネルギー政策、正しい、もう少し納得のできる料金、電気料金というふうなことにもなるでしょうし、そういうような、こう、発電の方策をいっぱい増やすことよりも、節電と、それから、今の電気に、エネルギーにかかわる政策についてただしていくという、そっちのほうのことのほうが大事だし、手っ取り早いのではないかなというふうに思う次第です。

○6 番 (大原 孝芳) 当面、今、村長の答えで、納得はできないわけではないですが、このエネルギー問題については、本当に日進月歩じゃないんですけど、大きく変わっていくと私は考えています。したがって、こういった機会でもう、どんどん議論させていただいてですね、村民にとって、まずは、村民にとって電力っていうものはどういうものであるか、節電っていうことも大事、そういうことも、当然、言っていきますし、また、私も過去には少水力の話もしてきましたが、この村、そして、一番、私も、夢かもしれないが、村長の言われるように、村の、村で発電をするってね、こんな大きな、もし、夢が実現できたら、本当に村民にとって励みになる、また、夢が持てる村になっていくかと思えます。そういった議論を、これから、たびたび重ねさせていただいていきたいと思えます。

私の質問は以上で終わります。

○村 長 1点だけ、そういう意味で、村民の自宅への補助というふうなことは余り考えておりませんが、村の施設については、いろんなこと、この中川村の環境に合った形での、その発電装置みたいなことを、それは太陽光なのか何かわかりませんが、考えていく必要はあるかなというふうに思っています。それは、その売電して金もうけをするということよりも、災害時においても、その最低限の電力を確保するという

ふうなことについては、必要かなというふうな、そんなことを思っておりますので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

失礼しました。終わります。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開を午後1時とします。

[午前11時46分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

7番 湯澤賢一議員。

○7 番 (湯澤 賢一) 私は、2つの問題について一般質問の通告をいたしました。

第1点は、東日本大震災の経験からさまざまな問題が明らかになった、その教訓を今後の村づくりにどう生かそうとしているか、また、住民の防災意識の継続に対する方策についてなどであります。

東日本大震災から6ヶ月が経過しました。あらゆる面で、まだ復興とはほど遠いわけですが、その半面、日本の抱えるたくさんの問題が表面化しています。

また、一方で、日本は、今、復興のために国家予算の1年分に匹敵するような膨大な財源を必要としています。

次世代に、この負の遺産を引き継がせないという、一見、もっともらしい政権政党の、いわばキャッチフレーズであります。しかし、そのためには、必ず、消費税、所得税、法人関係の税など、増税せざるを得なくなるでしょう。円高が追い打ちとなって、結果として、企業は、自己防衛のために海外へ避難し、日本の経済は空洞化し、消費税を初め、各種の増税で景気は悪化し、この先、さまざまな苦難が私たちを待ちかまえているだろうと思われまます。そのすべてが東日本大震災のもたらしたものでは、むろん、ありません。それまでのとめどもない経済の悪化に、さらに大震災が追い打ちをかけた状況だと考えます。つまり、もともと次世代に引き継ぐしかない膨大な負債が日本にはありました。増税すれば、次世代に負の遺産を引き継がせないという確かな保証はありません。消費税を初めとする増税は、結果的には、より大きな負の遺産となって次世代に引き継がざるを得ない可能性のほうが大きいのではないのでしょうか。

そうした国家の状況と村の行政は無関係ではあり得ないと思われまます。村政は、今後、変わらざるを得ないと予想していますか。

また、そうした増税などによる経済の悪化が村民の生活、特に弱者の生活を直撃し、雇用の条件も悪化すると思われまます。住民の生活を守るための施策をどのように考えていますか。

基金を取り崩しても村民の生活を守るという村長の態度に、考えに変わりはないか、村長の考えを質問いたします。

○村 長 変わりはございません。

ただ、おっしゃったとおり、なかなか一時的な不況というか、そういうもので終わ

りそうもないなというふうな感じを持っていて、非常に長く続くのかもしれないなというところは思っておりますけども、やっぱり、目の前の生活のことっていうことに対しては、しっかりとした手当を——手当というか、対応をしていかななくてはいけないなと思っております。

○7 番 (湯澤 賢一) 阪神大震災の折には、10年くらいですかね、ほとんど元どおりになってきたようなこともありますけど、今回は、やはり、ちょっと違うっていう気がします。やはり、大きな変革が日本を訪れるのではないかと思います。

近代日本の2つの変革といたしまして、明治維新と敗戦による大改革は、よく引用されますが、第3番目として、この大震災による社会の大改革を予想する人もおります。

過日に中川村を訪問され、中川村が開催した飯館村報告会の中で、神野村長もそんなようなことを述べられていました。今までのお金の社会から人と人のつながりが大切にされる社会にならないといけないという意味だったと思います。

しかし、私は、東日本大震災が引き金になって、国民の多くが打ちのめされているこの時期をねらって、経済最優先の考え方から、今までやろうとしていたが国民的な反対があってできなかったことに、とりあえず目先の最も安易で危険な方向にかじを切ってしまうのではないかとこの危惧をしております。

すなわち、憲法の改悪であり、TPPであり、普天間であり、復興支援を名目とする大連立であり、道州制の導入などがあります。

いずれも地方自治に対して大きくかかわる問題ではありますが、当面、中川村は、TPPに対して反対の決議を議会で採択しており、村が前面に出た中川村始まって以来のデモ行進をしておりますが、TPPに反対するこの姿勢は、東日本大震災の想像を絶する被害を経験した現在も、村の姿勢としてゆるぎないものであるか質問いたします。

○村 長 TPPについては、村の姿勢がどうかという、ちょっとよくわからないんですけど、私自身は、大変、あれをやると大変なことになるだろうというふうに思っておりますし、それからまた、賛同いただいた、デモのときなんか賛同いただいたいろんな団体の皆さん方も、話し合いをしていただいた中で反対しようというふうな合意に達したんだと思います。

原発の事故があって、津波だけだったらまだしも、原発の事故があって、TPPによって輸出を増やして、バラ色の未来みたいなことを言っておりましたけども、日本の技術力への神話的なものもですね、日本もすごくいい加減だというように、日本の技術に対する尊敬の念みたいなものも、もう完全に打ちのめされたと思っておりますし、大変残念なことに、日本の食物についても、おいしい、安全だというようなことについても、海外の方々も、もう、全然、そうは思っていないんじゃないだろうというふうに思います。

観光という意味でも、日本なんかに行って、わざわざ放射能を浴びなくてもいいんじゃないかというふうに世界中の方々は思っているんじゃないかと思っておりますし、本当に、

日本のいろいろな可能性について、はなはだしく傷つけたというふうに、地震というよりも、津波というよりも、原子力発電所の事故、放射能というものが、そういうことをもたらしたと思います。

ただ、ますますTPPによるメリットという、メリットと言われていたもの、メリットじゃないと思っておりますけども、メリットと宣伝されていたところのものさえ壊されてしまったというふうに思っておりますので、全く、もともとだめなものが、さらにだめになったなというふうに感じておるところです。

○7 番 (湯澤 賢一) TPPに限らず、本当にここで、今まで反対してきたようなことが、仕方がないとか、やむを得ないというような形の中で通っていつてしまうというふうなことが、今、とても怖く思っております。

言うまでもなく、今度の震災が引き起こした人災としての最大のものは、福島第一原子力発電所の事故であります。原子力による発電が、一たん事故があると、人間の力では制御できないものであることが明らかになりました。自分も含めてですが、大変多くの方がチェルノブイリやスリーマイル島のような事故は日本では絶対にあり得ないと思っていたと思っております。安全神話と低コスト、さらに地球温暖化とCO₂削減の潮流に乗って、一部の専門家の警告を無視して、今から考えると信じられないほど無規範であったと反省せざるを得ませんが、結果として、日本列島の海岸線に55機もの原子力発電機をつくってしまいました。地球温暖化とCO₂の削減の大宣伝は原子力による発電のためのキャンペーンのためであったとも考え方も、まんざら言わせ過ぎではないと思えてきます。

再生エネルギー特別措置法による電力の固定買取制度について、先般、大原議員が質問しておりますが、やはり新たな代替エネルギーが求められていることは現実だと思っております。自然エネルギーでは、個人住宅でも設置可能ということでは、最も実用化が進んでいるのは太陽光による発電だろうと思われまます。

個人住宅による太陽光発電施設の設置については、多くのほとんどの近隣市町村は補助制度をつくっておりますが、中川村にはありません。太陽光発電施設は、経済にゆとりのある者しかできず、ゆとりのある者に対して税金を使って助成する必要な内のではないかと、この村長の考えは何回も聞きましたし、理解しておりますが、再度の確認の意味での質問ですが、太陽光発電の設置に対する助成制度は、例えば、これから30年とかの長いローンを組んで家を新築しようとしている、決して裕福とは言えない若者の場合でも、やはり実施する考えはありませんか。

○村 長 何歳以下とか、ローンが何年とか、いろいろ条件をつけて、それに当てはまる人には補助をつけたらどうかという意味かと思っておりますけれども、なかなか、どこで線を引くのかというようなことも難しい点があるし、先ほど申し上げたとおり、一番は、やっぱり節電をするということが大事なことだろうと思うし、村としてやるべきことは、声を上げていくというふうなこと、その今の制度的なことのおかしなところというのは、直していただけるように、国に対して、その根本的な仕組み、制度の変なところがあって、その派生としていろんな問題点が出てきているところがあるかと

思いますんで、そこんところを直して、直すようにと声を上げていくということが大事かなというふうに思っております。

○7 番 (湯澤 賢一) 原子力による発電には反対します。なおかつ、火力発電も、地球温暖化で賛成はできない。自然破壊の大型ダムによる水力発電も、これ以上はだめだというふうになりますと、何か、別の何かを考え出さざるを得ず、だとしたら、中川村のような一自治体でも、小さい自治体でも、かわりの発電方法は、他人任せにしないで研究していく必要があると考えます。よそがやっているからというだけの理由で、中川村でもやる必要はないとは思いますが、よそがやっていないが、中川村では、やっているということがあってもよいのではないのでしょうか。

個人の節電が王道だというふうな、先ほどの村長の認識でありました。6番議員の質問で聞きましたが、また、一方で、独自で、発電を独自にする村という発想も、また、なかなかのものではないかと思えます。想像したよりも、はるかに低いコストで発電できるシステムもあると聞きます。

その意味で、最も身近に考えられる少水力を初め、自然エネルギーの研究を村民に呼びかけて、あるいは、プロジェクトを立ち上げ、あるいは、その研究のための助成をすることは考えられませんか。質問いたします。

○村 長 ちょっと、何か前の発言が、若干、誤解を呼んでいるような感じもして、村で、村として発電に取り組むというふうなことを言ったわけではなくて、国の制度として、電力会社が発電をして、それを売る、独占的に売るという仕組みがよくないのではないかと、自治体としても、それぞれの自治体が、その自然条件に応じた形で発電ができて、そして、それを住民に売るというふうなことができていいんじゃないかという、国の制度のことを、変革について、自由化の一環として、そんなふうなことをすれば、それぞれの土地に応じた自然エネルギーの利用がもう少し進むのではないかなという、そういう意味で申し上げたんで、中川村として発電所をつくるんだというふうなことを申したわけではありません。

自然エネルギーにつきましても、例えば地熱があるとか、何か、そういう特別に安定的に風が吹いておるんだとかっていうふうな、そういう適切、適した場所については、そういうことの研究はあるかと思えますけども、日本全国の市町村、ちっちゃい村も含めてですね、それが、それぞれ、ばらばらに太陽光発電について研究する、少水力について研究するっていうふうなことをしたとしても、無駄なんではないかと、それは、やっぱり、そういう新エネルギーの開発については、国なり大学なり研究所なり、そういうところで、きちっとした取り組みをしてもらって、今まで原子力に次ぎ込んでいたお金をですね、そういうふうな方向にシフトしてもらって、体系立ててやってもらおうというふうなことが仕事だと思います。それぞれの日本中の村がですね、そういうことに取り組んだとしても、任務として違うのではないかな、日本中の村がそんなことをしても、もったいないことばかりではないかと思えます。

もし、何か、先ほど申し上げたように、特別な環境にあつて、特別な何か使えるものがあるとしたら、それを利用する方法を大学なり研究所なり国なりと共同で、その

村としても取り組むっていうことは、あり得ると思えますが、中川村において、格別に何かこれっていうものがあるかと思えますけども、ちょっと、今すぐには、他とは違って実験的に取り組んでみる価値のあるものがあるというふうには、余り思っていないところがあるので、今、その新エネルギー研究に村のお金をつぎ込むということは考えていません。

○7 番 (湯澤 賢一) 節電を独自にする村という発想は、村長ではなくて、大原君、大原議員の中の話の中にあつたので、お、これは、なかなかかなという思いで、今、述べたものでありまして、村長の言葉を誤解したわけではありません。

いろんな研究があつて、自然エネルギーを使った発電っていうような形では、そんなに難しくなくて、発想次第では相当なことができる、1つの地区くらいは、100軒くらいの地区くらいは賄えるような発電システムというのは、少水力でも十分できるというふうな研究もあります。そういうことも、例えば、そういうのは、もう、大変難しい問題で、大学だとか研究機関だとかいうふうでなくて、皆の知恵を集めてみようというふうなこともあつていいんじゃないかと、そういう村であつてもいいんじゃないかと私は思います。

次に変わりますが、被災地支援の継続のことでは、やはり6番議員と重複する部分がありますが、若干、切り口を変えましたので、よろしく申し上げます。

日本で最も美しい村連合に加盟する福島県飯館村、東北の内陸部に位置しますので、津波の被害はなく、地震の被害も軽微で、震災発生当初は近隣の被害者を受け入れていた村であります。

しかし、放射能汚染で全村避難をせざるを得なくなりました。電源立地の恩恵もなく、ただ被害だけを被るといふ、東日本大震災の原子力発電の事故を、まさに象徴する村となりました。

「までの力」という本があります。この本であります。この本は、飯館村の村づくりに感動した渡辺サオリさんのレポートを本にしたものであります。この本の発刊直前で、飯館村は大震災に見舞われました。

飯館村は、景色がいいという村で、美しい村ではなくて、どうも、こうした本に書かれているような村づくり、伝統づくり、そうしたものがすばらしいというふうな評価で日本で最も美しい村連合に加盟したというふうな話も、ちょっと聞いておりますが、までの力、つまり、これは方言であります。両手でとか、しっかりととか、丁寧にとかいった意味の方言で、私たちが使う「まてえ」という言葉と、ほぼ一緒だと、そして、この言葉が飯館村の基本構想の柱として使われております。

村民が一つになって、力を合わせて、すばらしい村づくりをやっているさなかの事故でありました。「せっかく日本で最も美しい村の仲間にしてもらったのに、汚れた村になってしまった。」と自嘲的な言葉の中に何ともいえない悔しさを思いますが、今、私たちの多くは、テレビなどで被災地を見るたびに、何かできることはないかと考えます。しかし、支援の継続は大変難しいものであります。

今回、中川村は、どんちゃん祭りで飯館村と縁を持ちましたが、しかし、日々、風

化していきます。

最近のNHKの特集番組で飯館村の菅野村長にアナウンサーが「今、私たちに求めることは何ですか。」と聞く場面がありました。菅野村長は「台風12号の大きな被害もあり、日々、起こることで、だんだん東日本大震災の被災地は忘れられていくだろう。しかし、自分たちの本当の苦しみは、これから始まる。私たちは、皆さんの変わらぬ友情ときずなが何よりもありがたい。」と言っておられました。まさにそのとおりだと思います。

もちろん、被災地は飯館村だけではありません。

せっかくできた縁ですから、中川村は、飯館村のできる限りの声援を送り続ける仕組みをつくったらどうかと考えます。例えば、減反の田んぼで支援米をつくるとか、現実に、そういうふうに応じ出られた方もいらっしゃると思います。野菜とか果物、あるいは人的な交流とか、いろいろ支援の継続の方法はあるのではないかと思います。

6番議員の質問に対して、民間による支援や交流の裏方としての村の立場を村長は答えておられました。重複しますが、再度、村長の考えをお聞きします。

○村長 先ほど大原議員のご質問にお答えをしたとおりでございます。

具体的なお話を、計画等々をいただき、もし何かあって、ご相談があれば、ぜひ、それをいただきたいと思ひますし、飯館村の役場といいますか、そちらの状況というふうなことを思うと、余り、そちらからのリクエストにこたえるっていうふうなことが、すごく全力を挙げてやらなくてはいけないと思ひますが、交流というようなこと等々、縁を続けるというふうなこと、そういうことであちらの手を煩わせるのは、ちょっと配慮をしたほうがいいのではないかなというふうに思っています。

○7番 (湯澤 賢一) 確かに自分たちだけの思いを押しつけてもいけないだろうと、その辺は十分理解できることであります。

次に、住民の防災意識の継続について質問いたします。

この部分も、若干、大原議員の質問とちがいますが、今度の東日本大震災で、テレビなどで目の当たりにした自然災害の恐ろしさと、それから、折からの36年災害から50年のキャンペーンもあって、住民や児童、生徒の防災に対する意識は高まっているとの、先ほど教育長の答弁がありました。

被災地でも人的被害を最小限に食い止めた地域もありました。何でもないときは、ばかばかしくさえ思える訓練を地道にやっていたところは、やはり多くの人命を救いました。そうした情報もふんだんにあって、今、だれもが防災訓練の大切なことを理解しております。

しかし、「災害は忘れたころにやって来る」の言葉どおり、防災意識の継続は大変難しい問題であります。

三陸地方の海岸の人々は、津波の恐ろしさの人々に伝える語り部のおばあさんがいたことを報道で知りました。「命てんでんこ」という言葉が有名になりました。

中川村も、平穏なときには何もありませんが、600mm以上の雨が降ったら危ないんだと、しかも、普段はまたげるような小河川がはらんするんだと、私たちの知る経験で語

り継ぐ必要があります。

防災意識の継続とあわせて、防災訓練は行政の行う最大の住民サービスであるとの考えを定着させる施策も必要かと思ひます。

災害から住民を守る村長の覚悟のほどをお聞きしたいと思います。

○村長 災害、想定外みたいな言葉がはやりましたけれども、いろんなことを想像力をたくましくして準備をしていかななくてはいけないというふうに思っております。

○7番 (湯澤 賢一) 1000年に1回とかいうふうな大きな災害が、実は、1000年後は今なのかもしれないというふうなことも考え合せながら、やはり絶えず、やはり防災については、あるいは、防災という言葉は、もう、自然災害に対しては当てはまらない、いかに災害を少なくするかというふうなことしかない、減災という言葉も使われておりますが、やはり年頭に置いて生活しなければならないんだと、このように思ひます。

次に、減少し続ける人口対策について質問いたします。

合併論議の中で最も危惧されたことは、財政の破綻と人口の減少、そして高齢化でした。あれから、ほぼ7年近くなりますが、当時、予想されたような財政の破綻の心配は、現在のところないように思われます。

当時のシミュレーションでは、22年度では、一般会計では総額20億円の半ばでした。20億円半ばの予算しか組めないというふうなシミュレーションでした。

しかし、現実には、22年度決算は40億円弱で、しかも貯金が増えて、借金が減っております。まさに理想的であります。

しかし、人口の問題では、確実に減少し続けており、当時、言われていた5,000人の大台を割り込むことは確実な情勢になってきました。しかも、年々、高齢化率が上がってきます。

今年の東小学校の新入学児童は、何と13人です。全国的に人口が減少していく中で、人口が増加し、しかも高齢化率をむしろ下げている自治体もあります。近隣では南箕輪村と宮田村です。下伊那では下條村であります。

南箕輪村には信州大学があり、宮田村は駒ヶ根市の郊外で、また、大きな工場が幾つもあります。働き口には恵まれております。条件がとてもいいのです。

人口で考えると、日本で最も美しい村連合に加盟している村の多くが過疎化と高齢化が進んでいます。つまり、美しい村で文化も守られていて、とてもよい村でも、人口問題や高齢化率の問題は、なかなか解決しないことがわかります。

下條村は、南箕輪村や宮田村のように条件はよくありません。しかし、住宅生活で若者を誘致し、子供を増やしています。そのやり方がよいかどうか、長い目で見ると継続するのか、詳しく研究しているわけではありませぬのでわかりませんが、本当に真剣に人口対策を解決しようとするならば、ただ、よい村というだけではだめなようでありませぬ。目的、意識的にそのことを追求する施策が必要なのだと思ひます。

若者に魅力ある村づくりとはどういう村づくりなのか、住宅なのか、子育てしやすい環境なのか、文化的なことなのか、村長はどのように思ひられているかお聞きいたします。

○村 長 目的設定がですね、ちょっと私とは違うなというふうに思います。
人口を増やすことが目的ではなくて、村のよさを持続していくためには、受け継いでいくためには、後継となってくれる人がいついていただけるような村にしていかななくてはいけないということでありまして、例えば都会の近隣にあつて、たまたまそこにあつたがために、住宅地、マンションとか、高層のマンションとかがぼんぼんできて、そのことによって人が増えましたでも、お祭りなんかだれも来なくなりましたっていうふうなことではですね、そういうことでは、私の思っていることは違うのでありまして、中川村のそれぞれの地区の中で、いろんなちっちゃなお祭りなんかも、柳沢だったら五平もち祭りやったりとか風祭りをやったりとかというふうなこともしておりますし、それぞれの地区の中で、獅子舞だとか、いろんな踊りだとかっていうのを受け継がれていっている、そういうものが引き継がれていって、楽しくお酒も飲めて、季節の移り変わりをめでながら、気心の知れた中で暮らしが受け継がれていくというふうな、そういう状況にしたい、単に、こう、人が増えて、にぎやかになったんではなくて、そういう村のよさが受け継がれていって、そのことによって後継者が残っていけるというふうな、そういうようなことを目指したいというふうに思っております。ですので、ちょっと、目的設定として、ともかく人口を増やすためにどうすればいいのかというような設定は、ちょっと共有していないところがあるかなというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 私も、例えば、ただ人口が増えればいいというふうには考えておりませんが、5,000人切ったらどうしようもないということでもない、しかし、やはりバランスがよければいい、ちゃんと後継者がいて、いわゆる逆三角形にならない比率であれば、人口比率であれば、それは、それで、たとえ小さくても、あるいは、小さければ、かえって風通しのよい住みやすい村になるかもわかりません。

例えば、先ほど王道というような言葉、これが王道なんだというふうな言葉で言えば、できることなら、いろいろ考えないで、後継者が、年齢が来たら、ちゃんとお嫁さんが来て、そこで子供が生まれてというふうな形のことを一番望ましい姿なんだと、このように思います。

過日、議会活動の一環として結婚相談員の方などと懇談いたしました。

中川村にも、結婚適齢期、あるいは、それを過ぎてしまつて、未婚の人がたくさんおります。しかし、なかなか結婚が進みません。このことは全国的な問題であり、中川村だけのことではありません。そうした中で、結婚相談員の方々は、宮崎所長を初めとして、献身的にカップル誕生のために努力してくれております。

中川村の結婚相談所は、他町村が目にするほどの成果を上げていますが、しかし、それでも人口問題の解決までには至らず、難しい問題はたくさんあるようであります。

飯館村の「までの力」を読んでみましたら、大きなお世話し隊という婚活隊のことが載っておりました。婚活隊の隊長は菅野村長とのことであります。結婚は、結婚しないと一人前でないというようなものではなく、個としての2人を尊重する上に成り立つものという、なかなか、とても哲学的で難しいことが書かれておりますが、要

するに、若いすてきなカップルが誕生するように、中川村では、結婚相談所の活動に任せきりにしないで、要望があれば、村も議会も、それから村民も、相談所の活動を応援していくことが必要かと思つています。こうしたことを踏まえて、村長の子供たちの結婚に対する前向きな対策をお伺いしたいと、このように思つています。

○村 長 結婚相談所につきましては、お話のとおり、非常に熱心に取り組んでいただいて大きな成果を上げていただいているというふうに思つております。

村としましては、わずかですけれども、110万円の予算として、所長以下10名の方々、今、先ほどちょっと——先ほどっていうか、確認しましたところ、ここ5年間の平均で年間に35.6回の出会いをセットしていただいて、成立は年間2.6件というふうなことで、ほかの市町村の結婚相談所に比べると、もう本当にすばらしい成果を上げていただいているというふうに感じておりまして、活動ぶりに感謝をしておるところでございます。

あと、それに加えて、村の中でも、これから文化祭とかありますけれども、いろんな若い方々の活動もあるというふうなことで、そういった活動が活発にできるような状況をつくっていくというふうなことが、遠いようですけども、それが出会いの場になるのかもしれないし、若者の皆さん方が元気にいろんなことに取り組めるような、自由であり、また、風通しのいい村づくりみたいなことをしていく必要があるかなというふうに思つております。

それからまた、今、経済的な状況でですね、雇用問題というのが大変苦しい状況があつて、本当に正規雇用ということがなかなかされにくい、しにくい状況があると、どうしても非正規だったり臨時だったりというふうなことで、将来的な展望の見えない中で、若い人たちが日々苦勞をしておられるというふうな状況があります。なかなか、先のことを思うと、雇う側も大変だし、若い人たちは、なかなか計画的な未来像を持つのが難しい状況にあるというふうなことを思つております。何らかの形で、その辺のところを克服するようなことを考えないといけないのかなというふうに思つてるところですけども、ちょっと、村単位でどこまで取り組めるのかはわからないなというふうなことを思いながら、ちょっと、いろいろと、いろんなことを考えていますが、ちょっと、今、ここで申し上げられるような具体的な煮詰まったものにはなっていないので、そんな思いではおるとのことだけご理解いただけたらというふうに思つています。

○7 番 (湯澤 賢一) いろんな原因があつて結婚しないで適齢期を過ぎていくというふうなことがあるかと思つていますが、今、考えてみまして、私どもと一緒に子育てしてきた人たちの、本当に半分も、その子たちが、私たちが子育てしてきた、その子供たちが、今、子育てをするさなかなかんですが、そうした過程で、どうも半分も子育てをしていないっていうか、外に出ちゃっているっていうか、結婚しないでいるっていうか、そういうふうな状況にあります。本当に、例えば50人の人が、もし、うまく結婚できれば、2人で100人、子供が生まれれば、さらに増えていくというような、まさに理想的な姿になっていくと思つていますので、また、これも、大きな重要な課題ではないかと、こ

のように思います。

次に、高齢化地区の草刈りなどに対して助成ができないかという問題に関して質問いたします。

先ほど、道路の草刈り等についての、その大変さについて質問があり、それについては返答がありました。

私は、耕作地というか、大きな土手だとか、そういったところを一生懸命草刈りをしているお年寄りの姿を見て、大変だなと、あれ、何とかならないのかなというふうな気がいたしまして、この質問をさせていただきますが、先ほど日本で最も美しい村連合に加盟する村は過疎化と高い高齢化率の村が多いと述べましたが、四国の馬路村にしる、上勝町にしる、全国から視察が来るような特徴を持った村であります。そこで年寄りが頑張っているから、ああいう姿なんだろうなと思います。だから、高齢化率だけを見てがっかりすることもないのかなと思ったりしますが、しかし、先ほど申しましたように、構造改善なんかやったもので、余計なのかもしれませんが、万里の長城のような大きな土手をビーバーで刈っているお年寄りを見ますと、本当に大変だなあという感想は、どうしても持ってしまう。何はともあれ、自分の土地の草は自分で刈らなければならないというふうな高齢者の英雄的な、まさに英雄的な努力があつて、農村は、かろうじて農地が守られて、美的景観を保っているとも考えられます。

この草刈りを行政が助成できないか、何か方法は考えられないか、お聞きします。

また、高齢化に若者住宅を建設し、草刈りなどを手伝ってもらうかわりに、若者の側にも何か魅力のある、メリットのある方策を考えるという、以前、村長の発想をお聞きいたしました。これは、実現性の可能性があるかどうか、あるとすれば努力すべきだと思いますが、その件も、若干、日がたっておりますので、お聞かせ願いたいと思います。

○村長 個人の田んぼのあぜについて村で何とかするっていうことは、ちょっと今まで考えたことがありませんでした。

実際には、田んぼができなくなってきたところについては、東と西に要用地利用改善組合等々で集約化、あっせんみたいなことをさせていただいておるし、そういうような形でのことになってくるのかなというふうに思いますが、あぜだけを村でということについては、ちょっと、今、発想はしてきておらないし、ちょっと、制度設計をどういうふうにしたら公平性が保てるのか、ちょっと、今、実現可能性が思い浮かばないところがございます。非常にいろんな意味で難しいのではないかなというふうに思います。

それから、各地区のほうに、その新たな担い手をしているような地区に手を挙げていただいて、そこに村で募集をして、地区に戦力となって働くので、一緒にお祭りやら、道普請やら、いろいろやるので、一緒に住みたいんだというような人に住宅面での何らかの補助をしていくというふうな考えは、ずっと持っておるところで、いろいろ機会あるたびに、いろんな方にお話をし、どう、こういうのはというふうなこ

とで、時々総代さんとかにお話をしているんですけども、なかなか、そのときは「うん、それはおもしろいんじゃないか。いいんじゃないか。」というような返事なんですけども、その場限りで終わってしまうというふうなことで、多分、どうも、そのあれはどうなったというふうな問い合わせもないし、ぜひ、あれをしたいので、そういうことをやりたいので、うちの地区では手を挙げるよというふうな動きも全然なくて、この話は、もう、地区の皆さん方が積極的に受け入れるんだというのがなければ成り立たない、なんか変なやつが来て住み始めたなというふうなことに終わってしまっただけで全然意味がないことなので、地区のニーズがあるかどうか、私もよそから来た人間ですので、その辺が、ちょっとわからないところがあるんですけど、わからないので、そういうようなことをお聞きしてきたわけなんですけども、どうも何か、余り、そういう感じの地区の皆さん方から反応が芳しくないなというふうなことを思っておりまして、独りよがりだったのかもしれないというふうなところがございます。もし、そうじゃないと、ぜひ、本当に草刈り大変なんだと、水路の石垣を下りて下でビーバーを振るったりするのは、もう、とてもじゃないけど、しんどくなってきているよと、何とかならないのかなというふうな、そんな声が、単に、そのシルバーに頼むから金の補助を出せというのじゃなくてですね、何か、そういう新しい人を入れて、その人にいろんなことを教えて、また、農業やお祭りやら、いろんなことで一緒になって地区を支えてくれる人が欲しいというふうな、そんなお声があったら、ぜひ、声をかけていただきたいと思いますが、現状、このまま進めていっても、実際問題としては、なんか変なやつが来たなあっていうことで終わりそうな気がして、ちょっと地元の皆さん方の反応待ちというふうな状況かなというふうに思っております。

○振興課長

今の湯澤議員の質問に関連しまして、私のほうから少し説明をさせていただきますけれども、もう既に何年も前から始まっております中山間地の直接支払制度、それから、平成19年から始まっております農地・水環境の維持管理交付金、これらにつきましては、ただ関係する皆さんへ、ただお金を配るんじゃないで、そういった農地を守っていく、あるいは、農道とか水路の管理をしていただくための交付金であります。こういったものが出てくる地区がかなりございますので、一つは、その地区で、そういったもの有効活用しながら、高齢者でなかなか管理が難しい方の支援を考えていただければありがたいかなあというふうに思います。

それと、もう1点ですけれども、営農センターにおきまして、本年度、畦畔管理の省力化を考えていくということになっているんですけども、これで、何となく幹事会をやりながら、いい先進地はないかということで探しておるんですけども、ちょっと、まだ、いい、これは、ちょっと、ぜひ見てみたいなあというものが、ちょっと、まだ見つかっておりませんので、まだ具体化されておられませんけれども、営農センターにおいて、そういったことも検討はしております。そして、とにかく、農地は、昨日もお話もあつたように、遊休荒廃地が増えている中で、隣近所、きちんと耕作している方の支障にもならないように、それぞれ管理を楽にさせていただけるような方策として、一つは、そんな点も考えていくことになっておりますので、ご承知おきいた

○7 番 だければと思います。

(湯澤 賢一) 今の振興課長のお話は、前の農地の管理のほうのですね。わかりました。

今、ちょっと村長さん、村長との話の、要するに、地区に若い人、住宅、若者住宅をつくって、そこに若い人を誘致するというふうな考えを地区の総代さんたちに投げかけても、なかなか、その場はいいんだけど、なかなか続かないというふうなお話がありました。そういう若い人たちを求めている、求めていないということは絶対あり得ないと思います。ただ、地区の総代さんたちは、やっぱり1年ごとに交代しますので、ことに人間、人のような問題で、その場で終わらない、何年も先まで続く、自分でそこまで責任持てるかというふうな問題については、なかなか乗りにくい部分もあるのではないかと、私が聞きたいのは、もし、そういうふうなことが、例えば地区で「おお、それはいいぞ。」というような話になれば可能性があるかどうかということ、ここでちょっとお聞きしておきたいと思います。

○村 長 私としては、ぜひ取り組みたいところですが、先ほど申し上げたように、どうもニーズが、手ごたえが感じられないというふうなところで、ニーズがあるのかなというふうなところで、ニーズが、もし、しっかりあるんだということで、地区のほう、地区としてのそういう人を入れたい、については、募集して面接の段取りをとってくれと、1回、会って話をして、みんなで話をして、この人だったら応援してやろうというような人があらわれたら、面倒見るし、また、我々も面倒を見てもらえるところは見てもらいたいからという、そういう形ができればですね、こういう声ははっきりとあればですね、ぜひ取り組みたいなというふうに思っておるところです。

○7 番 (湯澤 賢一) 地区のほうと、あるいは来る人の側の問題もありますが、都会、例えば都会の若者が参加できる魅力ある農業とは何かというふうな問題もあるかと思えます。単に土地が開いているだけでは、なかなか、農業を職業としようとする若者は集まらないかもしれません。専業で農業をやり、生計を立てている人たちを見ますと、本当の旺盛な研究心と労を惜しまないと、何よりも粘り強さに感心いたします。そうした努力で得た知識や技術をきちっと伝える、いわば、少なくとも地元農業者を教師とするような学校的な場も必要なのではないかと思ったりしております。そういう、いわば、そういうことのためにもお金が使えるのは、ひょっとしたら行政のよいところかもしれません。住民の要望があれば、そこにもお金が使えるということになればいいかと思えます。

もし、都会からの農業就業志望者がいるとすれば、恐らく、それは、最低でも有機栽培で無農薬を志向するのではないかと、それは、ちょっとしたら、都会の人たちが強く志向する農産物であるかもしれず、その感覚は地元農業者の学ぶべきことかもしれません。

魅力ある農業の研究と中川村独自の農業のあり方の構築を、ぜひ検討していただきたいと考えます。

幾つかの、私は提案を含めた質問いたしました。村長は、以前、前回の選挙のさな

かだったと思いますが、「必ず、このトンネルは抜けるときが来る。そのときのために準備を今しよう。」と呼びかけられました。その準備のための住民の意見が、こんなときこそ広く村に集まりますように、胸襟を開いて受け入れていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議 長 これで7番 湯澤賢一議員の一般質問を終わります。

次に、9番 竹沢久美子議員。

○9 番 (竹沢久美子) 私は、さきに通告しました高齢者が安心して暮らせる介護保険制度をとということで質問いたします。

2000年4月にスタートした介護保険は、制度開始から本年4月で12年を迎えました。通告書に10年と書いてありますが、丸10年を過ぎてというような文章をつくりかけたので、ちょっと間違えましたので、12年に訂正をお願いいたします。

高齢化が進行し、介護問題が深刻化する中で家族介護から社会全体で介護を担い解決することを目指して登場しました。

しかし、発足当時から幾つかの問題が指摘されており、保険あって介護なしの声も聞かれ、介護殺人だとか介護心中など悲しいニュースが聞かれます。

高齢者の中にも、年金問題なども含め、貧困と格差が広がっています。

また、家族介護のために仕事を辞める介護離職者も全国で10万人以上います。これは、ちょっと古いんですが、2006年の10月から翌7年の9月までの1年間で、総務省の就業構造基本調査の中では、過去最高の14万4,800人と報道されております。

そうした高齢化の進行で利用者が増えたり、また、介護報酬の引き上げで労働条件の改善を図ろうとすると、低所得者まで含めて保険料や利用料が値上げになる大きな矛盾を抱えた制度だからです。

また、抜本的な見直しをしないままに改悪を繰り返し、2006年の改正では負担軽減制度は全額免除がなくなりました。国の予算が2006年は43億円あったのですが、この負担激減で09年には19億円と減っております。介護を最も必要とする所得の少ない人たちが制度を利用できないのでは、介護保険の存在意義が問われます。最初の目標に掲げた介護の社会化には、ほど遠い状況も生まれています。

今回の制度見直しは、新たな給付抑制策も盛り込まれました。

しかし、新制度の具体的な中身については今後の検討課題とされており、利用者の中には必要なサービスが受けられるのか不安を感じている方もいます。

介護保険運営の現状と改定介護保険法の問題点などについて何点かお聞きしたいと思います。

決算報告書にも22年度の現状については丁寧な説明がされておりますが、通告した部分をお聞きしたいと思います。

最初に、1番としまして、介護保険事業の実態ということで、第1号被保険者、65歳以上の方ですが、2000年には月額約2,307円、基準額です。年額2万7,680円だったものが、2、3、4と来て、2009年～2011年には月額4,280円、年額5万1,360円となっております。

事業計画ごとに値上げをされている、給付費が増え、保険料も上がるシステムなので仕方がないと思いますが、高過ぎると言われている保険料と利用者負担についてどのように考えているかお聞きします。

○保健福祉課長 介護保険につきましては、保険福祉課長になるまでは、そんなに関心がなかったわけでありまして、保険福祉課長になって、その実態が、今、勉強中でありまして、介護保険料につきましては、66 の保険者がいるわけでありまして、その中で、平成 23 年度は 56 番目というところに位置をしております、月額 4,280 円という状況でありまして、上伊那の各市町村と比べましても、中川村は高くなっているという状況でありまして、全体的には高いのかなという認識は持っております。

○9 番 (竹沢久美子) 中川村の収入を考えたときに、やはり県では 56 番目というお話でしたが、やはり非常に負担としては高いのではないかと私も思います。

そうした中で、利用抑制のケースなどが考えられないか、そうした実態はないかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 利用抑制というような部分については、ないというふうに思っております。

○9 番 (竹沢久美子) 利用抑制のケースはないということですが、実際に、受益者のほうが利用をセーブしているのではないかというような感じもします。

それで、利用限度額を超えた金額について、泰阜村では一般会計から補助をしているんですね。そういう市町村もありますので、今後の、ぜひ、今すぐというわけにはいかないかもしれませんが、検討課題として検討していただけたらと思います。

続いてお聞きしますが、今、老老介護など、介護者の実態は非常に厳しいものです。

また、高齢の両親とか、また、父、母の介護ということで、独身の子が介護するなどのケースで、新聞報道などでも非常に痛ましいケースも報告されております。こうしたケースは、なかなか保健施設とか相談ができなくて、自分だけで背負ってしまったというようなケースが多々ありますけれども、中川の実態として、いわゆる老老介護などとか、それから、そうしたケースの数字をつかんでいるかどうかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 老老介護の関係でありますけれども、65 歳以上で 2 人世帯というのを拾ってみますと、179 世帯あるわけでありまして、その中で要介護者のいる世帯といたしまして、23 世帯、約 12.8% となります。そういう状況ですけれども、2 次予防の対象者という部分も含めてみますと、その世帯が 12 世帯ということで、35 世帯ぐらいはいるのではないかとということで把握しております。

○9 番 (竹沢久美子) 本当に新聞報道などされるのは特殊なケースなように思われておりますけれども、ぜひ、こうした 35 軒なり、また、プラスアルファのところへも目配りをしていただきたいと思います。

続きまして、介護認定についてですが、家族構成とか住宅事情、また、経済条件、心身の状況など、この介護の認定についてですけど、認知症も含めて、実態に即しているか、ケアマネージャーやなんかの調査員と認定審査の方とは別なので、その辺の

ところはどのように解釈しているというか、つかんでいるかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 介護認定につきましては、ちょっと把握をしておりますけれども、一応、認定者の数字としましては、新規の認定者は 58 人というふうになっておりますけれども、的適切に認定がされているというふうに思っております。

○9 番 (竹沢久美子) 適切な認定がされているという答弁でありましたけど、全国で認定を受けても利用しない人、これが、08 年ですけど、約 91 万人もいるということで、やっぱり生活実態の把握ということが非常に大事だと思いますので、その辺のところの把握を、ぜひお願いしたいと思います。

また、昨日の 5 番議員への答弁の中で、越百園などがデイサービスをやめてショートに変更との話がありました。黒字がほとんどないということですが、こうした介護認定と、それから、実際に認定しても利用していないということを考えたときに、増床しても、待機者は約 1,000 人というお話でしたが、中川村で 24 名ということでしたが、増床しても、約、待機者の半分ぐらいしかクリアできないと思うんです。きのうのお話しではね。そうしたときに、やっぱり、本当にデイをショートに変更してしまっ、希望者なり、それから、本当に福祉の施策としての高齢者施策として、このショートというものを、デイサービスというものをどういうふうに位置づけていくか、そんなことはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 デイサービスセンターにつきましては、中川村にもいわゆる荘もありますし、飯島町はしゃくなげ園ですか、ありますけれども、それぞれの施設が利用者数が満杯という形ではないわけでありまして。それで、越百園のデイがやめるというふうになった場合は、そういう、いわゆる荘なり、しゃくなげ園なりというようにところに利用者が流れていくというふうに思っておりますけれども、そういうところでの受け入れは十分可能だというふうに思っております。

○9 番 (竹沢久美子) 今の答弁では、越百園でデイサービスをやめても受け皿はあるという、そういう解釈でよろしいですね。はい。

それでは次に、よりよい質の高い介護者の育成ということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

ケアマネージャーとか介護士とかヘルパーさん、こうした方は、各事業所で抱えているので、実態としてはなかなかわかりにくい部分もあると思いますけど、研修などに対する支援の考え、各施設なんかの、より質の高い介護者育成という立場からどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 各施設への、そういう支援というふうにとらえましたけれども、村的には、今までも行っておりませんし、これから状況なんかを聞く中で検討していきたいというふうに思っております。

○9 番 (竹沢久美子) なぜ、このことをお聞きしたかということ、例えば、ある高齢者の方を介護するのに、幾つかの施設を使用したり、また、訪問介護を利用しながら、非常にケアマネージャーのケアプランで、困難な中でもひとり暮らしの方をフォローしているというふうな、実際に例があるわけなんです。そうしたものを考えたときに、やは

り、本当にケアマネージャーの、この能力というものは問われるのではないかということをお考えしたので、ぜひ、そうした研修なども含めた支援がいただけたらということでお話をいたしました。

次に、介護労働者の処遇についてですけれど、いわゆる低賃金で人材確保が大変だということでもあります。

また、こうした不況の中でも、なかなか、この介護の労働者が集まらないというようなお話も聞いております。

今年度で交付金が終了するわけですが、国への要望なども、ぜひ、積極的に行っていく必要があると思うんですが、その辺はどのように考えていますか。

○保健福祉課長

平成 21 年から 3 年間ということで介護従事者処遇改善交付金というのが基金として県のほうに積み立ててあるんだということで、それに対して各事業所から申請を出していただいたということでもありますけれども、条件が満たされないような小さい事業所につきましても、交付申請がされなかったというようなことも聞いておりますけれども、そういうようなことが、これからも続くように、そういう国等への要望というのは大事なことかなというふうに思っております。

○9 番

(竹沢久美子) ぜひ、こうした声を出していただきたい、何とか、郡とかの福祉会などもありますので、そうした立場でも、ぜひ、声を出していくことをお願いしたいと思います。

続きまして、2 番目といたしまして、改定の介護保険法に対する、ちょっと対応についてお聞きしたいと思います。

改定介護保険法は、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ間なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指すとされています。

昨日も第 1 号議案で中川村地域包括支援センター条例が採択されました。

市町村の判断で介護予防だとか日常生活支援総合事業の創設ができるというようにうたわれておりますけど、現行、要支援 1、2 の認定者、いわゆる予防給付で通所介護でデイだとか訪問介護、短期入所などができているわけなんですけれど、新しくなった場合に、この要支援 1、2 の方たちがはじかれてしまうのではないかと懸念がされます。そのようなことが考えられるのですが、村としてはどのように解釈しているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

改定介護保険法が 6 月に成立しまして、平成 24 年 4 月 1 日からの施行ということでありますけれども、詳しい内容は、まだ、全部わかっているわけではありませんけれども、市町村で、その介護予防、日常生活支援総合事業ができるということになります。国から示された資料によりますと、この総合事業の導入によって、要介護認定において要支援と非該当を行き来するような高齢者に対する切れ目ない総合的なサービスの提供ですとか、虚弱ですとか引きこもりなどの要介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入が可能となるというふうにされております。

村としましても、地域包括支援電ターでは、まさに同じ考えを持っているわけでありまして、要支援の人は自立度が高いので、認定を外して 2 次予防に持ってくるとい

うことを目指しているわけでありまして。

これまでは、要介護認定で要支援に認定されますと、地域支援事業で行っている高齢者憩いの家の生きがいデイサービスですとか体と頭の体操教室というものには参加できなくなるわけでありましてけれども、このことによって、通所系のサービスにおける人間関係が減ったりとか、介護保険のデイサービスを利用することで、なかなか 2 次予防の、そのランクに戻せなくなるということが問題としてあったわけでありましてけれども、この改定による、この総合事業によって、通所サービスを行うことで 1 次、2 次及び要支援認定者が利用できるということになりますので、こういうこと問題の解決を図っていききたいということでもあります。

○9 番

(竹沢久美子) 今、課長からは、非常にいいほうの面で説明があったわけですが、私たち、読み説く中では、いわゆる介護保険の事業者の視点基準の適用がなくてもできると、しかも、介護報酬が給与されないというような面があるんですけれど、その辺のところはどのように考えておりますか。

○保健福祉課長

そこについては、まだ、わかっておりませんというか、私がわかっていなくて、また、これから、そこら辺も検討していきたいというふうに思っております。

○9 番

(竹沢久美子) ぜひ、この介護報酬が給与されないということと、それから、サービスの担い手を専門のヘルパーさんやなんかでなくてボランティアでもできるというふうになっていく危険性もあります。ボランティアが悪いということではありませんけれど、やっぱり専門職がして、しかも、きちっと介護報酬が払われるっていうのが、やっぱり制度を維持する上でも大事だと思いますので、その辺の、また、検討を、ぜひ、お願いしたいと思います。

そして、こうした中で、今まで介護保険の該当になりますと、人員だとか施設の運営、全国一律の基準があったわけですが、今度は、サービス内容や料金設定が市町村任せになるというようなこともあります。ぜひ、サービスの質の確保ができるかどうかということで、この辺も、ぜひ、検討課題として考えていただきたいと思っております。

続きまして、この地域支援事業ですけれど、事業費が介護給付費の 3%以内ということが言われております。そうしますと、今、要支援の 1、2 の方、該当者も、非該当の方も地域支援事業の中でやっていくようなお話でしたけど、実際に要支援の 1、2 の該当者が、現在、どのくらいの介護給付費を使っているかっていうと、約 5.9%、6%近くで、そうすると、もう、サービスが提供されることが不可能ではないかっていうようなことが考えられます。こうしたことも検討されているか、また、もし、まだ出したら、ぜひ、この辺のところも検討して、この総合の事業の取り組みをしていただきたい、そんなふうに思いますが。

○保健福祉課長

地域支援事業の 3%以内というのは、今、言われたように、要支援 1、2 の方の、その講習とは、また別のものだというふうに私は解釈をしておりましたけれども、もし、そういうような、そこら辺も、ちょっと具体的に、何ていうのかな、担当者で検討したいというふうに思っております。

○9 番 (竹沢久美子) ぜひ、私も、まだ、総体の形がどうなるかっていう、国自身も示しておりませんので、私の解釈が間違っておたらなんですけど、ぜひ検討をお願いいたします。

次に、24時間地域巡回型訪問サービスということが、この中で出されているわけですが、聞こえは非常にいいんですけど、実際に、日中、夜間を通じて行う排せつや体位交換介助、短時間訪問、いわゆる15分程度で利用者からの通報に随時対応するというようなことが出されてきております。

現在、訪問介護では、一定時間、ヘルパーが滞在して、身体介護や生活援助をしているわけですが、こうしたことが人材的にも、人材不足の中で本当に担い手が確保できるのか、また、こうしたことがやっていけるのかという危惧されるんですが、その辺はどのように考えておりますか。

○保健福祉課長 24時間の地域巡回型の訪問サービスでありますけれども、事業的にはかなり難しいというふうに思っておりますし、また、手を上げる事業所があるかどうかというふうに思っておりますけれども、なかなか事業所で手を上げるところがないんじゃないかなあというように思っています。

○9 番 (竹沢久美子) こうした施設を中学校区で1施設というようなことをあれしてまして、強制的にそうしたことも出されてくるのではないかと思いますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。

次に、療養型医療施設が本当は2012年の3月で廃止の方針でしたが、今の状況では、とても収容しきれないということで、看護難民も出てしまうということで、一応、猶予という形にはなりました。しかし、まだ廃止方針は撤回しておりませんので、この辺のところの検討なり、また、取り組みも、ぜひ、していただきたいと思えます。

こうしたいろいろな問題が出されている新しい改定の介護保険法で、まだ、わからない部分があるわけですが、地域包括支援センターが地域の介護拠点、本当に地域で安心して暮らし続けられる施設になるような取り組みを、ぜひ、お願いしたいと思えます。

続きまして、3番目として、第5期の介護保険事業計画がスタートするわけですが、これが2012年から14年までになりますけど、現在、平成23年の介護保険料、第5段階ですけど、月額4,280円、年額5万1,360円ということですが、国は、今後、4,160円が5,200円ぐらいになるのではないかなというような数値を出しております。

中川村としては、どのような、大体、見通しを、今後、持っていますか。

○保健福祉課長 この10月4日に第5期介護保険事業計画策定に向けた第1回目の懇話会を開催する予定でありますけれども、それから3~4回開催をして、第5期の計画を練っていくわけでありまして。今現在、まだ、その保険料が幾らになるということは申し上げられ、まだ検討してありませんけれども、サービス料というものを出して、それから、今まである基金なんかも取り崩すってというような考えもしてみても、どんなくらいになっていくかなということでもありますので、そんなようなことで、よろしくお願いを

したいと思えます。

○9 番 (竹沢久美子) 国も、都道府県の財政安定化基金や市町村の介護給付費準備基金の取り崩しをして平均5,200円、5,000円ぐらいに月に収めたいというような報道もされております。中川村でも、平成22年末に4,280万円の介護給付費準備基金がありますので、こうしたものも、ぜひ活用して、できるだけ負担が少ない制度にしていっていただきたい、そんなふうに考えておりますが、その辺はどうでしょうか。

○保健福祉課長 先ほど申しましたとおり、そのサービス料が、これからどれくらいになるかということでもありますけれども、今、言われたように基金なんかも取り崩しを考えて、なるべく抑えられるものは抑えたい、抑えられるようにしたいなということは思っております。

○9 番 (竹沢久美子) ぜひ、そうした前向きな取り組みをお願いいたします。

それでは、ちょっと通告にはないんですけど、各地域でだれもが寄れるデイサービス、例えば常設なものが、今、グループホームなんかがあるんですけど、そうでなくて、地域で、もし、地域の人たちが行きたいときに行って集まれるような、そうした場所がつくられて、村のほうへ、そうしたところの、例えば借地料なり水道光熱費なりの支援などが求められたときに対応するような考えはあるかお聞きしたいと思います。

○村 長 集会所とかの利用をされるということではないんでしょうか。ちょっと、あ、聞いたらいかんのか。

○9 番 (竹沢久美子) 今、逆質問がりましたので、集会所では、なかなか、その常設というものはできなくて、どこかをお借りして、例えば、だれが来ても、来られる人が来るってというようなことで、なかなか行くところがないとか、そういうような高齢者が、もし、集まるようなところを求めて、そうしたところが設置されたらというケースでございまして、具体的に、まだ、ここでこうやってやるから、こういうって話ではないんですけど、そういう場所を希望している方もおります。ですので、こういうような例が出てきたときに、村として何らかの支援をするような考えはあるかということです。

○村 長 今、お話をいただいた、普通であれば、一番手近なところでいくと、近所のばあさん同士が行ったり来たりしながら、ちょっと、きょうは何かおいしいお菓子が入ったから来ないかねみたいな話で行ったり来たりして、日ごろのおつき合いをしておられるというレベルがあり、それからまた、何かの、いきいきサロンとか、いろんな形で、集会所等々でそういう活動があったり、何か、こう、お年寄りの会みたいなものが行われる、ゲートボールの集まりの後、ちょっとお疲れさん会するで集まらんかみたいな話があるってふうなことは想像がつくんですけども、それ以外で、そうじゃない形で高齢者の方が集まられている機会ができて、それに光熱費等々を村が支援するということか、どういう状況、条件なのかっていうのは、ちょっとわからないので、もし、そういうニーズなり、何か取り組みなり、そういうものがありましたら、また具体的にお聞かせいただいて、それについて、行政としてかかわっていくべきかどうか

というふうなことの判断をさせていただかないと、ちょっと、今のお話だけでは、ちょっと返答が難しいかなというふうに思います。

○9 番 (竹沢久美子) まだ、実際にどこでどうっていうことはないんですけど、例えば美里あたりだと、なかなか、どなたかのうちへ行ってっていうようなのが、お隣も遠いし、大変なんです。それで、これは例なんで、こうするということではありませんけど、例えば、今、美里の集会所のところの元JAだったところが空いているわけなんです。利用を、もし、できることがあればっていうことがありましたんですけど、そんなようなときに、みんな、美里のお年寄りの方たちは現役なんで、そんな場へ行っている暇はないって言われるかもしれませんけど、そこへ行って、いつもやっているいきいきサロンとはまた違った、自分たちができることをそこへ行ってやるというような、そんなような形が、将来的な何か高齢者の施設としてというか、地域で支えていくってというような形が考えられるのではないかなというふうに思っておりますので、また、具体的な話ができてきたら、また、その件については、お話するようにします。

それでは、私は、議員になる前に、臨時職員として介護施設で何年か働いたことがあります。そのときに、それこそ、あるおばあさんが会話の中で「長生きし過ぎたなん。」と言いました。本当に戦争や貧しい時代を生きてきて、やっと、こうした施設に來られるようになった80歳余の方のこうした言葉に、本当に、口にさせることに憤りを思いました。今度、新しい介護保険法ができるんですけど、担当者としても、ぜひ、こうした思いをする高齢者がいなくなるような制度の構築をしていっていただきたいと思います。ぜひ、最後に決意をお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 私は、保健福祉課長になりまして、まだ半年でありますけれども、まだまだ勉強不足でありますので、これからしっかり、内容等、わかるようにして、よりよい介護保険なり、高齢者対策をしていきたいというふうに思っています。

○議長 これで竹沢久美子議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。再開を14時45分とします。
[午後2時35分 休憩]
[午後2時45分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。
2番 高橋昭夫議員。

○2番 (高橋 昭夫) 私は、通告をいたしました2点でありますけど、質問をさせていただきます。

1として、美しい村づくりについて、これは、昨日、3番議員が質問をしており、ある部分、ちょっと調整をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

美しい村づくりについて、美しい村と一口に言いましても、それに伴う村づくりは大変難しいものであります。

中川村が日本で最も美しい村連合に加盟をして3年が経過をいたしました。村内外、さまざまな声、反応があるかと思いますが、まず、村長に、その反響などをお聞きし

たいと思います。

○村 長 日本で最も美しい村連合への加盟をしたということの反響はどうかというご質問をちょうだいいたしました。

他の市町村からも注目をいただいております、例えば、福岡県から、八女市ところから研修に職員の方が来てくださったりというふうなこともありますし、また、村外も含めて、遠方からも含めて、村長への手紙でも、この件について、数通、ご意見を——ご意見というか、行って見てすばらしかったというような感想をいただいておりますのでございます。

1番見えてくるのは、連合の写真コンテストということをやっておりますけれども、第1回が平成21年だったんですけども、この時が中川村を題材にした写真が37点寄せられました。それは、18の地区と町村が加盟している中で3番目に多いという結果でございました。北海道の美瑛町、それから白川村、世界遺産の、それに続く3番目ということでした。その翌年、平成22年、第2回につきましては、中川村が64点取り上げていただきまして、この時は少し増えて33地区になりましたが、4番目に多かったです、第3回、平成23年度につきましては、44点のご応募をいただいて、39地区中で、だんだん地区も、加盟町村も増えているということで、その中で5番目の成績——成績というか点数が多かったというふうなことでございます。

中川村といたしましても、連合に加盟した記念として信州中川フォトコンテストというものを平成22年にやりまして、49名の方から205点の応募をいただいております。

あと、サポーター企業というのが幾つもありまして、例えば、その中で、広告会社、白鳳堂さんなんかもその中に入っておって、その中でテレビコマーシャルを連合の中で撮りたいというようなことで、そういう動きもありまして、これからだんだんと、さらに連合の知名度も上がっていくのではないかなというふうに思っているところです。

村内においては、例えば、商工会とかですね、美しい村連合のマークの入った名刺を、ぜひ使いたいからというふうなことで使っていただいております、ほかにも、準会員、年間5,000円だったかな、連合のほうにお支払いをしてくださって、それでマークを使っているというような準会員が村の中に現在30会員ほどいらっしゃいます。そういった方々もマークを使ったり、その美しい村連合ということをきっかけにして、いろいろ商談等々、いろんな話が切り口として使っていただけているのではないかなとふうに思うところでございます。

以上です。

○2番 (高橋 昭夫) 今、村長からお話がありましたけれども、外部から大変な反響といいますか、名前が美しい村ですので、心も明るくなるし、そして、お互いのにこやかというものを想像しますし、その意味で、そういう心を持って前進をしていけばいいなど、こう思うわけではありますが、村民の意識の変化ということでもありますけれども、外枠はありますが、村内においては、私も何件も回って美しい村という言葉に出しますと、何というんですか、今さら美しい村といいますか、この村の中にいますと、

実際、ちょっとぴんとこないかもしれません。しかし、こういう連合に入りましたら、やはり1番の母体は村民の心の持ち方というものが、その起爆になりますから、大いに、何というんですか、PRといますか、真意といますか、そういう部分のものを大事にして、PR、大いにわかっていただくと、その母体がすごく大事だと思います。

それで、お聞きするんですけれども、そういう美しい村でありますと、心も温かみのある、そうしたことが求められると思いますが、美しい村、何かで知って、この村を訪ねるといいますか、そういうこと、あるいはここへ来ての、どうしたらいいかという部分に、まず、そのスタートのポイントがあるわけですが、その折りの行政、役場の管轄の課、そして、その受け入れ対応が確かであればいいので、その折りに、その窓口、それから、案内対応というものをぼつぼつそろっているかと想像しますけれども、どのようになっているかご説明いただきたいと思います。

○村長 美しい村、通告のほうでもいただいておるので、その辺のことも含めながらお話をさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げたとおり、特に外においての注目度が、おっしゃっているとおり、村内よりも外のほうが高いのかもしれないというふうなところはあります。ただ、そうやって外の方々から中川村って日本で最も美しい村なんだね、本当に来てみて、雄大な景色、すばらしい、心安らぐ感じでよかったよというふうに言っていたかということ、そのことによって、それが当たり前だと思っていた村民の方々も、いや、そうじゃなかったんだと、我が村は、美しい、すばらしいところなんだというふうなことで、逆に外の人目によって、評価によって自信を深める、理解を深めるというふうなことがあるんじゃないかなというふうに思っているところがございます。

ですけれども、その美しい村連合とのいうところの美しいという言葉の目指すところなんですけれども、何度も申し上げてますが、単にごみが落ちてないとか、単に景観が美しいとか花が咲いているとか山がきれいだというようなことに終わるわけではございません。村のよさを生かした形で、何らかの、下世話に言えば、お店なりサービスなり、何かそういう村のよさを生かしたことをして、それによって何がしかのお金も残って、後継者も残していけて、後継者によって美しさが、また残るといふようなこととございます。だから、そういう形で村のよさを、この美しい村連合ということに加盟ということを生かしていただいて、商売——商売と言うと、ちょっと生臭くなっちゃいますけれども、そういうことにも使っていただきたいということとございます。

ですので、観光で見た方、景観を楽しみに見た方に、役場で対応して、きょうは、こちらがきれいですよというようなことを申し上げるっていうことは、もう、本当に、ごく一部の狭いところのこととございます。

とはいえ、村の方に問い合わせがあった場合にはですね、商工観光課が、そういう観光の問い合わせなんかにつきましては、窓口は、振興課の商工観光のほうで、例えば、桜の今どこどこが何分咲きですよというふうなこととか、そういうふうなこと

の問い合わせには応じておるし、また、村内含めて、村外も含めて、その美しい村連合ということに加盟しているということをどのように生かしていくかという、もう少し戦略的な取り組みについては企画のほうでやっておるといふような、そんないうこととお考えいただければと思います。

○2番 (高橋 昭夫) 美しい村ということでもありますので、今までの電話対応も、事務所の、ちょっと美しいというか、ウグイスというか桜というか、そういう意識改革っていうか、そういう構えが大事だと思うんですけれども、上辺じゃありませんけど、そういう折りの職員の美しい村っていう形への一貫をなした認識っていうか、そういう統制じゃありませんけど、何か、朝礼は、やらないけど、何か皆さんも、そういう認識、目いっぱいという、いっぱいあります？こう、わくわくしています？ちょっとお聞きしたいと思います。

○村長 はい。あると思います。

○2番 この間、四徳の、何というんですか、四徳鉱泉へ参りましたけれども、その折りに私は普段着で行きましたら、都会から来られた管理人さんがおいでになりましたが、ちょっと、いろいろな、遠回しにお話を聞きますと、村のことは全く知らない、という、割り切って、割り切った、そういう姿もあるのかもしれませんが、ちょっと、その、何か冷たさというか、そういう迎え入れっていう、だれが来るかわかりませんが、そういう部分は、美しい村として足を進めたというようなことを考えますと、やっぱり心を込めて、そういう形のを、末端、あるいはチャオでも何でもそうですけれども、そういうことごとくに、そういう受けの姿勢というものを、やっぱり大事にされるということがいいのかなあと思うんです。

それから、この美しい村っていうのは、私も4日ほど前に買いましたけど、美しい村、中川村は、どういう村かなあっていう形がありますときに、これは、村でお願いしたわけじゃなくて、勝手につくったって、こういうこととあります。なかなか、写真は美しいものでありますが、中川村は農村で、本当に果物といえますか、大鹿はわかりませんが、そういう意味でいきますと、野の幸っていいですか、まあ、キノコだとか、何となしの、この中川ならではの、リンゴにしてもナシにしても、あるいは、その果物というものは丸い物が多いもんですから、本当に心が和む、そういう部分でいけば、ちょっと農作物、探してもないんですね、ですから、そういうような部分にも、ある意味で、こちらへも、いろいろ聞きつつの編集があったかも知れませんが、そういう部分には、大いに心馳せて、一生懸命、大変かと思えますけれども、そういう部分にも気配りをさせていただきたいと思います。

それと、美しいという言葉が漠然としているが、どのような美しい村を目指すのかっていうのは、この信州大学の人文学部の社会学研究室、社会調査というのを、これ、3月に発行されていますけれども、その中の内面を見ますと、今、言いましたどのような美しい村を目指すのか、それは、やはりみんな、答えは出なんでも、美しい村だから、どういう村がいいのかねえというような、やっぱり知恵を出し合うというか、心を寄せるということがすごく大事だと思うんです。何となし何となしでも、地盤が

いいですから、美しい村へ行きますけれども、やっぱし、そこにみんなが心を一体をなして寄せるというところに、磨きや輝きにつながっていきますから、そんなことをよろしくお願ひしたいと、こう思います。

美しい村になったがゆえに、村内を回りますと、美しいというものより、美しい村、それじゃあ何が美しいのかなあという形においては、その美しくないものに話題がいく部分があります。

例えば、アレチウリだとかカラスウリが、まことに、このごろ増えておりますし、カツラの群生というのもありますし、それから、農地は、ここ、養蚕ありましたけれども、桑がなくなつての後に、やはり草が多いという現状があります。

そして、この里山というのは、私、前にも質問させていただきましたが、景観上、本当に、雑木、間伐もなし、そして、下のところもぼうぼうといひますか、ジャングルのごときの、どうも、ちょっと感心もしないものも、美しい村に入っていないときには、そうは思いませんけれども、入ったということになりますと、何か苦になるという方も村内に多いんじゃないかと、それで、宅地の周りっていうものも、農面の、上伊那へ行きますと、宮田の町などは、本当に家の周りに物を置かないのか、物が足りんもんで置いてないのか、わかりませんが、しかし、整然として草もなき、これはみんなの一体をなす心の構え、そういうものをひな型にして、中川村もみんなが、一人一人が、そういう意識になったときに、本当の美しい村に、私はなるんじゃないかと、こう思います。

美化意識を高めると、そういう意味について、村長、お考えがありましたら、ちょっと、きのうも藤川議員のときにお話がいろいろありましたもんで、ダブるかもしれませんが、美化意識を高める、そういう形に、何か、質問者が変わったら、また違う部分が出るかもしれませんが、お願ひします。

○村 長 初めに、四徳の森林体験館につきましては、上伊那の森林組合さんのほうに指定管理を委託をしておるというような状況でおるわけですが、利用者の議員の方から、そういうご指摘があったということについては、しっかりと担当から伝えて改善をお願ひしていきたいとふうに思ひます。

それから、今、お見せいただいた本につきましては、全く、その出版社さんのほうでの企画ということで進んで、その後、ちょっと図書館にも置いてよというふうな形で、何か数冊は買ったかもしれませんが、そのようなおつき合いですので、内容については、こちらからは、特にすり合わせとか、お願ひとかいうふうなことはしておりません。

それから、どのような美しい村かというふうなことで信州大学の話も出ましたが、美しい村連合のパンフレットにも書いておりますし、それから、私のほうでもホームページ等々にも書いたりもしておりますし、広報にも書いたところがございますけれども、そしてまた、先ほども申し上げたとおりですが、単にごみがないとか、単に雑草が生えてないとか、単に山が美しいとかいうことではなくて、そのよさを持続可能な村にするために、いかに生かしていくかというようなことを考え、そして、そのこ

とによってよさが大事に受け継がれていく、美しくあり続けて、暮らしも成り立っていくというふうなことを目指すというのが美しい村連合の目指す意味でございますので、単なる美化運動、あるいは景観運動ではないというふうにご理解ください。

ただ、もちろん、ごみがないとか雑草がきれいに管理されているとか、それから、美しい景観があるとかっていうふうなことは、きのうも申し上げましたとおり土台でありまして、その上に、そういう村の魅力を外の方が味わっていただけるように、楽しんでいただけるように盛りつけていくというようなことが必要ですので、肝心の土台が美しくなければですね、だめだというふうに思ひます。

ただ——ただというか、それゆえにですね、今、議員がおっしゃたとおり、美しい村連合に入ったという目で見てみると、それまで気にならなかったところが苦になるというふうにおっしゃいましたけど、それは、もう本当に、まさに、その美化意識といひますか、景観を大事にしなくちゃいかなという意識の高まりのあらわれだというふうに思っておりますので、今後も、村民の皆様方にお願ひをして、景観条例なり景観住民協うふうなお話もありましたけども、ご協力もいただきながら、景観美化意識の高まり、そしてまた、それを、さらにその上に盛りつけていくというふうなことの取り組みをしていかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

○2 番 (高橋 昭夫) 前にも、私、景観という意味で質問をさせていただいたことがあります。電柱、それから電線、網目、これは、どうしても苦になるし、そしてまた、その当時における村に来られた方、四季のこの変化の、それこそ美しいさまさまにカメラを向けた折りに、どうしても線、相対が、一番きれいなところに線があるという事例が多いと思ひます。そうしたものの、諏訪の町などは、ある人の提言によって、美化という形で柱と線を、今、埋設といひますか、そういう形に進んでありますけど、望岳荘のあそこの2階のふる場のところの待合室といひますか、休憩室のところ、ここから見るアルプスは、西山は本当に美しいという形に、そこに足を進めると、ガラスに網目が入り、これは風に備えるための網の目だと思ひますけれども、それを残念がるというのは、やっぱし人間の心は同じかなと思ひますけども、どなたも、そういうことを口にする共通点があります。ですから、今までは何となしで来ましたが、そういう形のを改善をする、そしてまた、先ほどの柱や線というのものも、単に、それはだめだという形ではなくて、信念を持って、相手は中部電力とか、そういう形でありますから、今までの通例でない、ゼロからのスタート的に、中川においては、美しい村だ、こういうときにこの言葉が生きるわけですから、そういう姿勢をもって、極力、それから、新しい新設については、そこの本当の局部っていひますか、美しいところ、全部は金がかかりますから、部分、部分に気配りをして、美しい村に備えていただくと、これが大変大事じゃないかと、こう思ひます。

美しい村、これは大いに話題になると思ひますけど、教育長にお聞きたいと思ひます。

社会教育の面で、やはり、この名前をいただき、それに備えての、これからという

ものは、話題を豊富にして、問題点を見出して、将来にといいますか、議論をするといひますか、そのことが若いも若きもの責任の中で大変大事かと思ひますけど、この美しい村について教育長の見解といひますか、思ひをお聞かせいただきたいと思ひます。

○教育長 突然の指名をいただきましたので、ちょっとどぎまぎしてるところですけども、ある一つのことを定義にするということは大変難しいことだなあとこのことを思ひておひまして、今の美しい村というものの定義も大変難しいかと思ひますけども、日ごろ私が思ひていることを、ちょっと私見を述べさせていただきますけども、景観の美しさってこのことはあるかと思ひます。そして、歴史的な内容、文化的な内容はもちろん、何よりも、やっぱり村民といひますか、人の心の美しさ、いわゆる素朴さ、純粋さ、あるいは人情の細やかさといひますか、そういったものがあるかと思ひます。そして、その心が見えないわけですけども、あいさつとか花づくりとか、あるいは、ちょっとした日ごろの庭先を掃くというような、そういった一つの姿として出てくることも大事じゃないかというふうに思ひています。

学校教育とか社会教育の中において、特に美しい村連合に加盟したから何々ということは一切言ひてはおりませんけれども、それぞれ、学校のほう、あるいは社会教育、公民館のほうでも、そのことを主体的に受けとめていただいて、学校のほうでは、具体的に姿の見えるものとして、あいさつとか、あるいは、花壇づくり等に励んでおひただけますし、公民館のほうでも、いろいろ人が集ひ、学び、結び合うという、そういうテーマのもとで、いろんなところで、そのお互ひの交流なり、存在感というものをお互ひに確認し合ひているかと思ひます。

したがって、全部ひっくるめて申し上げれば、子供たちも大人たちも、みんなが生きがいを持って、そして、生きあふれる表情といひますか、眼を持って生活できる、そういう村であるということをお願いしたいと思ひています。

○2番 (高橋 昭夫) 村長に、また、お聞かせしたいと思ひますけど、きのうの答弁についていひますか、藤川議員の中で出ました条例、美しい、この通告に出しましたけど、美しい景観を守り育てる、あるいは住みよい町をみんなでという、条例を、美しいという形の条例というものについては前向きに取り組みたいというお話がありましたので、これについては控えさせてもらいたいと思ひますが、私、いろいろな人にお聞かせしましたら、この中川村の美しい村ってこの場合に、その内輪の中で美しい村って言うたって、年がら年中見ているし、生まれてからという形のものは、その実感は伴わないってこのことか、それで、やっぱり外部の人が、そういうものはわかるもんだってこのことか、お話を聞かせたときに、ああ、そうかなあと、こう思ひました。そういう意味でいけば、これから徒然にここに来られる皆さんに、いろいろな手段をもって、このアンケートについていひますか、中川村の評価を受けると、こういう意味に、一瞬にしては拾えませんが、そういう声を大事にさせていただいて、何か集めをしていただくことを提案いたしますけど、いかがでしょう。ちょっと、お聞かせ、突然になりますが、お願いします。

○村長 先に、先ほどコメントされたことについて、ケーブルテレビ等々で見ている方々もいらっしやいますのでご説明をさせていただきますと、あの電線の地中化につきましては、トランス、電信柱の上に乗っているトランスまでのところは、ちょっと今、数字、言ひませんが、もう結構、かなり高い電圧できておるとこのことかがありまして、地中化についても、それなりの形をつくらないと、やらせてもらえないということかでございます。ですので、かなりの費用負担がかかってくるということかがございますので、今後、その景観等々について考えていくときにですね、景観ポイントみたいのところを選定しつつ、できるところから少しずつやっていくということかしかしようがないのかなというふうに思ひます。

それから望岳荘のおふろの手前の2階のところの休憩コーナーの窓ガラスに網が入っているということにつきましては、あれは、ボイラーの関係、消防法の関係、私も、当然、あれ、大変、気になって、そのことは確認をしたんですけども、消防法の関係でボイラーがある下にあるのかな、近くにあるので、そこからどれだけの範囲内については、そういうことをしなくてはならないというふうな取り決めがあるので、見苦しいから透明ガラスにしよう、透明ガラスでも高額な防弾ガラスか何かにするかいいのかもしれないけれども、ちょっと消防法の取り決めで、ああいうことをせざるをえないというふうなことをご理解いただきたいと思ひます。

ちょっとおまちください。

アンケートにつきましては、今は、そんなに必要性を感じていないです。わざわざそれをしているというふうな、定期的に何年かに1回やっていくというふうなことはいいのかもしれないけれども、まあまあ、メールをいただいたり、望岳荘に来たお客さんの声だとか、あるいは、いろんなところでお会ひした方々の声なんかを聞いているところで、まあまあ、いい感じで評価を、高い評価をいただいておりますというふうなことは感じておりますので、そのことよりも、おっしゃったとおり、村民が自信を持つこと、そしてまた、それをどういうふうに生かしていくのというふうなことで、自分なりの工夫をして、ちょっと欲も出してというふうなところ、そちらのほうか課題かなと、もてなすばっかりじゃなくて、何度も言ひます、子供に引き継いでいけるような、子供の暮らしが成り立つような状況に近づけていくとを考へていただけるようにする、したいなと、そちらのほうか、私としては、大変、どうしたらいいのかなというふうなところで、悩ましい課題として思ひているところかでございます。

以上です。

○2番 (高橋 昭夫) ちょっと、わざわざという言葉が出ましたので、ちょっと突っかかっておりますが、やはり、今、来る、来られる一人一人というものは、最初の段階だけに、私は、尊い、数なくても、拾いもんだと思ひます。ひとつ、いろいろ熱き心でやってもらいたいと、こう思ひます。

それから、中川役場の職員の皆さんを中心に立ち上げた美しい村づくり庁内プロジェクトチームというののできたとお聞かせいたしました。大いに期待したいと思ひます。今後の取り組みといひますか、考へ方、ポイントということかお願いしたいと思

います。成果のある、どういう考えを持っておられるか、生かすのか、しかし、私は、全員の職員、まあ、部分といたしますと、きっと課長さん、係長さんかもしれませんけど、いろいろを結集して、いろいろな意見が出ますから、いろいろ期待したいと思えますけれども、その取り組みと、これからへの考え方についてお伺いしたいと思います。

○村 長 庁内プロジェクトチームにつきましては、課長とかよりも、もっと、課長が年寄りやと言うわけではないんですけども、若い方々、柔軟な、課長が柔軟でないという意味ではないですけど、柔軟でフットワークのいい若手の職員の皆さん方で取り組みをしていただこうというふうに思っています。

一番は、隣接している大鹿村さんもありますし、長野県の南のほうでは開田高原とか南木曾とかありますし、県内7つの地区町村がございます。

先日名古屋のほうで、共同で物販とか観光案内等々のデモンストレーションを行ってくれたところがございますけども、そんなことで、連合、フットワークと発想を生かした形で貢献してくれるものというふうに思っております。

以上でございます。

○2 番 (高橋 昭夫) いろいろお話をお聞きしましたけれども、要は美しい村連合に入った以上、その村の中の美しいという、その認めるものを認め合って、やっぱり心一つとか、認め合っていないと、そのことによって美しさを守っていくっていう、その心をきちんと育てるという形につながっていくと思いますので、大いに前向きに取り組んでいただきたいと、こう思います。

次に、天竜川の共生と申しますか、共生についてということで村長、教育長にお聞きしたいと思います。

中川村は、その名のように、天竜川があつての中川村であります。

最近、天竜川が大好きだというある方から、「今の子供たちは昔の子供のころに比べて自然から心が遠くに離れてしまっている。自然には学ぶものがいっぱいあつて、そういうものを大事にすべきで、ふるさとの山河を後世に残していくと、このことがすごく大事だ。思い出に残るふるさとづくりは大人の責任である。」こういう言葉を強く口にされました。加えて、「この中川村のような自然に恵まれた村に一番大事なものが忘れられているのではないか。」と、こうしみじみ聞かしていただきました。

振り返ってみますと、昔は天竜川を泳ぎ、天竜に遊び場として、夏などは天竜川で泳いでこいと、親も邪魔っていいですか、天竜川に危険だなんていうことじゃなくてという声を発して、喜んで、唇、紫色になるまで泳いだもんであります。これは、天竜っていうのは、本当に天然のプール、山川は天然のグラウンドとして、その中に楽しみの思い出をつくり、体を鍛える、鍛え育ったものと思います。いつのまにか河川の環境、機能が失われ、天竜川はやっかいもの、そしてまた、今度のものもそうですけど、災害の中心となる被害者意識というものが高まっていると、全く魅力のある天竜川というものを失ってしまいました。まことに残念だと思います。

中川村が日本で最も美しい村、この加盟をしたと、このことをきっかけに、やはり

中川の中央を走る天竜川が、中学の生徒も母なる大地と言いますけれども、母なる大地の、その一部になる天竜川に、もっと心をはせて、心を寄せて、川に感謝をし、そして、遊び場としても、先人の、本当に70歳、80歳、その人たちに声をかけますと、輝いてくるわけでありますけれども、そういう思い出を、公民館や、そういうところの講演は遠くの講師も、また宝であります、足元に居る往年の昔の天竜川の、このみなぎりのお話を大いに拾っていただいて生かしていただくと、そうして、そのことを、そのままに今に生かすということは不可能ではありますけれども、やっぱり子供たちがここを離れて都会へ行ったときに、思い出となる遊び場でもあり、自然学習の場でもあり、そうした広大な、そして流れ、これは、水に触れると川を知るという、そして、この川の恐ろしさもありますけれども、この、何というか、頭の下がるさまさまのものを発見できると、そしてまた、その中に住む人間だけでない共生の、この、子供たちは発想をしますと思えますけど、魚の住める川をつくってほしいという願いがありますと、天竜上流工事事務所なども、私、4日前に行つてまいりましたけれども、昔と違って、もう、本当に、この、聞き入れるっていいですか、うんと変わりましたって話は聞かしてくださいました。やっぱり、今までと違って、そういう、そこに住む人、地元住民の声を聞いての推進というお話がありました。天竜川は、もう中央でつくっているから無理だじゃなくて、中川は、先ほどと同じですけども、美しい村ゆえに、ここの河原に何か工夫をして、子供たちが宿り、楽しみの方としての、そうした、まず、気がついて、その次には、本当に一生懸命お願いをすると、結構、それが実行につながると、こういう信念を持ってやっただけがいいんじゃないかと、その天竜川上流工事事務所の管理事務所ですけども、「過去の天竜川と将来の天竜川がどう接するかについてということが、本当に大事だし、難しいですね。」こう言っておりました。「ともに天竜川に近づける再生、これを、知恵を出し合ひましょう。」と、こういう形を言っておられました。

大いに、ここの中川村ならではの、中川村の飯沼から渡場までの、この景観ていうか、鶴の淵といいますが、これは、本当に典型的な美を備えた川だと、こういうふうに言われております。そんな形のものも大いに歴史的にも深さを知って、そして、天竜川が喜んでくれるように、やはり、心寄せてできるだけ近づける、そういう努力をする姿勢を持つてということが大事かと思えます。

教育委員会にお聞きしたいと思います。

水に触れて川を知ると言われますが、そのことによって、自然の恐ろしさ、川の恩恵と申しますか、そういうことを知ると、小中学校教育の立場で、教育委員会は、天竜川の自然をどうとらえ、どう生かされようとしているのかお聞きをしたいと思えます。

加えて教育の指導方針がありましたら、あわせてのお話をお願いしたいと思います。

○教 育 長 ただいまの天竜川に寄せる議員の幼いころからの深い思いをお聞きしまして、共感をする部分も大変あるわけであります。

かつての天竜川、私も泳いだことがありますのでよくわかるわけですが、現在は、

そう簡単にはならないという状況があるかと思えます。

子供たちが、そういった天竜川を含めて、自然から離れていくというのではなくて、私たち大人が離させていってしまったのではないかなあとということをちょっと思っております。それは、高度経済成長以後の日本の経済優先といえますか、利益優先の社会構造、そういうところにも関係しているのではないかということをおもっております。

いろんな内容のお話がありましたけれども、現在の天竜川の堤防というのは、ごらんいただいたとおりでありますし、また、天竜川に注ぐ支流の前沢川等の堤防も、絶壁といいますか、そう簡単に下りることのできない、そういう状況になってきてしまっているかなと、まあ、そういったことも、子供たち、あるいは大人もそうだと思うんですが、なかなか川へは近づかなくなっていくということになるかと思えます。

そして、一方において、いろんなところで、この中川村においては、私の知る範囲ではないわけですが、残念ながら川の事故というものが頻繁に起きている、今年もあちこちで起きたわけですが、そういったことから、まず、人命を優先して、命を大事にする、安全ということが第一になり、そのために人をやや川から遠ざけたり、あるいはまた、危険という意味合いから離れていったところになるかというふうに思えます。

そういう中でも、いろんな村の中の地区とか、あるいは学校、あるいは公民館等でも、全く天竜川とか川、水、そういったものに触れる機会がないわけではないわけですし、例えば公民館の小学生のふるさと教室というところでは、天竜川上流河川事務所の協力を得ながら夏休み水生植物の観察も行ってありますし、また、天竜川と小渋川の合流点に近い、あの河原でもって、岩石の採集をしながら、この村の大昔の地質を勉強する機会を設けたりしております。

また、天竜川ではありませんけれども、千人塚のほうまで出向いてカヌーの体験をしたりしております。

また、夏祭りとか地区のいろんな子供会の行事等では、天竜川そのものは使うことはないわけですが、小さな河川とか、いろんなところを活用しながら、マスづかみとか、また、前沢川のほうでは漁業組合等でのマス釣り大会等も計画されて実施されていることはご存じのことだというふうに思っております。

また、学校でもプールでの水に触れる機会というものがあるわけですが、プールが終わるときには着衣泳というようなこともしたりして、もし、水に落ちたときに服を着たまま落ちたときにどうなるかというようなことを体験的に学習をしたりしております。

また、東小学校の場合には、四徳学習として、夏休みの1日、5、6年生が四徳川へ出かけて行って、四徳の学習を含めて、その川でもって水遊びをしていくという、そういった活動等も行われているわけです。

したがって、わずかではありますけれども、そういった活動が続いておりますので、できるだけ、それを大事にしながら、かといって、野放しにするわけにもいきません

ので、現地点、学校のほうの約束、決まりごとでは、天竜川は子供たちだけでは行っ
てはいけないというふうになっておりますので、保護者、あるいは責任ある大人と一
緒にいろんな活動ができるようなことを、今、具体的に申し上げたことを中心にして
考えていきたいというふうに思っております。

また、今、ちょっとお話がありましたけれども、国交省のほうの考え方も、地区の
声をよく聞いていただきまして、具体的に言えば、理兵衛堤防あたりのところも、大
人と一緒に下りていけば河原まで下られる状況になっているかと思っております、あ
あいった理兵衛堤防の学習を含めて、河床にある堤防の現場まで降りていくとかいう
ことも考えてもいいのではないかと、また、天の中川河川公園のところに残されてお
ります霞堤の名残なども一つの学習の材料になるかなということをおもっております。

いずれにしても、同じことの繰り返しになりますが、保護者、あるいは大人と、
できるだけ、そういう機会を持てるようなふうに、夏休みには一研究で、実際に村内
の各地の河川の水質検査をした、そういった研究をまとめた子もおりましたし、そう
いう機会を多くしていきたいということをおもっております。

以上です。

○ 2 番

(高橋 昭夫) 先日、合庁の伊那市の教育事務所へ行ってまいりました。私、一番
お聞きしたかったのは、その上部から、規制といいますか、これはあつてはならない
というものがあるのかなあとおもいましたもので、次長、総務課長さんですけど、お
聞きしましたら、「いや、そういうことはない。」と、こういうことを言われましたの
で、ほかのことを聞かず、喜んで帰ってまいりました。

やはり、今、教育長さん、言ってくださいましたけれど、前向きに、その危ない危
険、寄ってはいけない、近寄ってはいけないという認識を変える、そして、これは、
やはり教えの水面であります教育委員会が教育現場から意識を変えていただくとい
うような形のもので、これは、なかなか難儀かもしれませんが、やはり、そう
いう一山越えていただいて、子供が、この天竜に遊ぶ、世界に一つしかないさまざ
まな石を拾うとか、そういうじゃれじゃないですけど、そして、今、砂がありません
けど、昔は砂で遊んで、そして、この川でスイカ泥棒をやったり、いろいろしたよう
で、戦争もやったようですけど、今、その砂地が、何というんですか、植物、木
が生えて砂がなくなっちゃったっていうんですね、上流事務所の方に、前に、私、河
川公園といいますか、あそこのときに「木を植えたら。」って言ったら、それは堤防
が崩れるでだめだっていうお話がありましたけれど、きのう、ある方にお聞きしたら、
「じゃあ、川の中にあれだけ繁茂する木っていうものを何で切らないんだ。」と、こ
ういうお話ありました。本当にそうだと思います。ですから、そういうさまざまを、
やっぱし、本当に親しみの持てる天竜川にちゅうのは、みんなで知恵を出し合って、
そのことが、これから発信する子供たちが、向こうへ行って悩みを持ったときにも振
り返れる母なる天竜でありますし、そうでない、この思い出の、そういうときの、本
当に清き水じゃありませんけれども、そういうものが、私は、表には出ませんが、
すごく大事で、教えが大きいと思えます。

教育現場から、本当、意識を前向きに変えていただいて、先生方、大勢おいでになりますので、知恵を出していただいて、子供が釣りクラブ等もありますし、それから、先ほどお話ありました水生昆虫とか、そういう部分も、先ほどの天竜事務所はびっくりしておりました。中川の子供たちはいい子で、本当に前向きに勉強して、一番参加率が高いと言われました。ですから、そういう意味を加えて、これから、さらに、子供たちが闊達な形に努力をしていただきたいとお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 これが高橋昭夫議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 3 時 1 5 分 散会]